

令和7年第4回
笠間市議会定例会会議録 第3号

令和7年12月5日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
副議長	9番	田村幸子君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	8番	内桶克之君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	18番	大貫千尋君
	19番	大関久義君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	瀬 谷 昌 巳 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市立病院事務局長	鈴 木 昭 彦 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	田 中 博 君
上 下 水 道 部 長	植 本 純 平 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	谷 口 哲 也 君
会 計 管 理 者	鶴 田 宏 之 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君
秘 書 課 長	川 又 英 生 君
秘 書 課 長 補 佐	鈴 木 俊 明 君
人 事 課 長	藤 田 優 君
人 事 課 長 補 佐	石 川 幸 子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	井 坂 亜 紀 子 君
政 策 推 進 室 長	飯 島 亮 君
財 政 課 長	本 岡 亜 紀 君
契 約 検 査 室 長	小 谷 淳 一 君
健 康 医 療 政 策 課 長	小 松 崎 守 君
健 康 医 療 政 策 課 長 補 佐	青 木 美 穂 子 君
商 工 課 長	桑 嶋 一 志 君
商 工 課 長 補 佐	山 本 明 子 君
建 設 課 長	川 松 信 一 君
建 設 課 長 補 佐	佐 山 和 代 君
管 理 課 長	鈴 木 滋 君
管 理 課 長 補 佐	河 内 和 也 君
水 道 課 長	古 木 滋 君
水 道 課 長 補 佐	田 中 英 樹 君
笠 間 図 書 館 長	小 谷 佐 智 子 君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	石井謙
次長補佐	鶴田貴子
主査	上馬健介
係長	神長利久

議事日程第3号

令和7年12月5日（金曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は、11番林田美代子君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第3号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番益子康子君、12番田村泰之君を指名いたします。

一般質問

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも、分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、19番大関久義君の発言を許可いたします。

〔19番 大関久義君登壇〕

○19番（大関久義君） 19番、自民クラブの大関久義です。通告に従い、一問一答方式で一般質問を行います。大項目1ではふるさと納税について、大項目2では笠間市合併20周年についてをお伺いいたします。

まず、大項目1、ふるさと納税について、質問いたします。

ふるさと納税は、2008年（平成20年）5月から開始された都市集中型社会における地方と大都市の格差是正・人口減少地域における税収減少対策と地方創生を主目的とした寄附金税制の一つ。

地方出身者は、医療や教育など様々な住民サービスを地方で受けて育つが、進学や就職を機に生活の場を都会に移し現住地で納税を行うことで、地方で育ったものから税収を都会の自治体だけが得ることになる。そこで、寄附先を納税者自らが選択できるようにし、各自治体が国民に返礼品となる地場産品、取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、地方自治体間の競争が進むことで、選ばれるにふさわしい地域の在り方を考えるきっかけとなるよう、総務省が設けた制度であります。

そこで、本市のふるさと納税についてお伺いをいたします。

小項目①笠間市の取組について、お聞きいたします。

笠間市ではふるさと納税についてどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君）　ここで11番林田美代子君が着席いたしました。

政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君）　19番大関議員の御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税制度につきましては、ただいま御質問いただいたとおり、自主財源の確保のみならず、返礼品の提供や新規開発を通じた地場産業の活性化、寄附者との関係人口の創出など様々な面から地域発展に寄与する制度として認識しておりまして、本市としましても制度の趣旨を踏まえながら、寄附受入額の拡大に向け注力をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君）　19番大関久義君。

○19番（大関久義君）　それでは、担当の職員は何名いらっしゃるのですか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君）　政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君）　現在、正職員2名、会計年度任用職員1名、企業からの派遣者1名の4名が中心となりまして、ふるさと納税にもつながる地域資源を活用した魅力の発信、市のプロモーション業務なども行っているところでございます。また、今年度から市長公室、総務部、産業経済部、教育部に連携する職員を指名した上で、適宜協議、連携を図っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君）　大関久義君。

○19番（大関久義君）　4名とのことでありますが、トップは誰ですか。

○議長（畑岡洋二君）　政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君）　直接的に事業になるのは課長級の企画政策課政策推進室長となりますが、全体の責任者は私、政策企画部長となります。

○議長（畑岡洋二君）　大関久義君。

○19番（大関久義君）　本市ではこれまでふるさと納税の受入額の目標額の設定を行っておりましたか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君）　政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君）　昨年度から具体的な数値を設定して、取組を開始しております。

なお、今年度は、野心的な数字ではございますが、4億円を目標として設定をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君）　大関久義君。

○19番（大関久義君）　次の質問に入ります。小項目②ふるさと納税の現状と経過について、お伺いいたします。

ふるさと納税の実績については、我々議員のタブレットの中で、議会事務連絡事項の場

所に、納税実績として過去2年間の数字が示されており、比較もできております。

本年度9月までを見ると昨年の3倍を超える実績が見られますが、これをどう受け止めているかを含め、今年度のふるさと納税の現況について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 令和7年9月末現在の数字につきましては、今御質問いただきましたとおり、伸びているところですが、ふるさと納税のポイント付与の禁止という制度の大きな改正による駆け込み需要がございまして、特異的な伸びとして、寄附受入額が令和6年度との比較で210%、令和5年度との比較では375%と大幅に増加をしているところでございます。

ただ、その反動の落ち込みも受けました。令和7年10月末現在における現況におきましては、寄附件数が1万2,459件で、前年度と比較して159%の伸び、寄附受入額が2億913万9,000円で、前年度比やはり同じく約2倍、193%となりまして、寄附件数、寄附受入額ともに9月末との比較において落ちてますが、前年度比較では高い伸びを示しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 伸びているということで、2億913万円ですか。ということがあります。

それでは、今年度の受入額の予想について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今年度の想定といたしましては、まず3億円を超えた上で、どの程度積み増しができるかというところを設定しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、過去5年間の受入額をお伺いいたします。件数と金額について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 過去5年間の実績を件数、金額の順に申し上げます。

まず、令和2年度が6,037件、8,821万円、令和3年度が1万1,379件、1億4,380万8,000円、令和4年度が1万3,595件、1億5,959万1,000円、令和5年度が1万2,645件、1億7,486万4,000円、令和6年度が1万4,754件、2億2,460万円となりまして、令和2年度と令和6年度の比較では1億3,639万円の増額となっているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。

それでは、ふるさと納税の種類について、お伺いいたします。幾つかあると思われませんが、本市での取組についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 個人寄附の制度の一つとなりまして、本市では条例に規定する事業に対する寄附という形で受付を行っております。

その手法でございますが、楽天などのサイトから申込みをいただくことが一般的になっておりますが、例えばイベントやゴルフ場に協力をいただいて現地で返礼品と引き換える現地決済型、また事業を明確化した上で実施するふるさと納税型のクラウドファンディング、その他、災害時の代理受付、こういったものが挙げられると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 取組方いろいろあると思うのですが、サイトからが一番多いのかなというふうに思っております。

ふるさと納税を活用した本市の事業はどのようなものがあるか、主なものを幾つかをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 本市におきましては、今申し上げました条例に基づきまして、まちづくり支援事業、子ども支援事業、芸術・文化支援事業の三つをまず柱としているところでございます。

令和6年度の寄附を活用した主な事業といたしましては、笠間の栗の生産支援となる地場農産物振興拡大事業、台湾交流事業、成長や発達が気になる方への子どもの総合相談支援事業、病児保育事業、笠間城跡の保存整備調査事業、全国こども陶芸展事業など、幅広く活用させていただいているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） その中で、一番多く使われているものは何ですか。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） これは一つずつ、事業の充て方というのでしょうか、寄附の充て方というのはちょっと様々にしているところではございますが、やはり大きくなってくるのは、この子どもの支援事業、ここの分野に対する充て方を非常に多く使わせていただいているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 子どもの分野ということであると多岐にわたると思うのですが、その主なものは何ですか、その中で。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 例えば、今3年目になります、子育て応援宣言都市というものをやらせていただいておりますが、そこで行っている高校生とか中学生に対する生活応援事業の部分であったり、あと大きいものでは、先ほど答弁しました、子ども総合相談支援事業、こういったところの事業が主になってまいります。もう少し年度ごとに変えてますし、事業数も年度ごとによって変わってまいります。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。

それでは、クラウドファンディング型のふるさと納税、先ほどちょっとおっしゃいましたけれども、このふるさと納税にも行われていると思います、本市でも。

本市の実績をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 本市におきましては、まず令和5年度から、この特定のプロジェクトに対するふるさと納税の制度を利用して寄附を募る、名称で言うとクラウドファンディング型ふるさと納税、これを開始いたしました。

これまで6件のプロジェクトを実施しておりまして、まず令和5年度は1件、県下中学校の交歓笠間市駅伝大会に対しまして151万1,000円、令和6年度は3件、台湾東部沖地震の復興支援、さらには同じ駅伝大会、笠間駅の遊歩道の資材のプロジェクトに対しまして371万9,000円、令和7年度現在は笠間の家と筑波海軍航空隊記念館の事業に対しまして、2件に対して325万5,000円の寄附受入額となっているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） そうすると、一般の納税と、このクラウドファンディング型の納税を行ったその反応というのは、どういうふうに感じられておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） やはり、主にふるさと納税を活用する方々の目的というのは、ちょっと分かれてくるかなと思います。本当に笠間市に対して御寄附を頂く方、または御自分の、何だろうな、生活の中で使われている方もいらっしゃるかと思います。

そういった中で、このクラウドファンディング型事業は、よりその事業が明確になった上での御寄附を募る手法になりますので、金額の多寡は別ですけれども、そこを本当に応援したいという方の御寄附が多くなっているのかなというふうにも感じるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） ちなみに、昨年度の大きな話題になった宝塚市では、病院に対して二百何億円の寄附があったということを伺っております。目的、目標を決めて募集をするということも、大事になってくるのかなと思われま。

それでは、それらの効果と今後の取組方について、お伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、このクラウドファンディング型に絞った、今後というところでございますが、従前石松議員からも御質問いただいている教育の部分だったり、今日大関議員から御質問いただいている、もう少し医療の分野だったりそういったところも、しっかりと取組を進めたいと思っておりますが、まず全体としましては、令和2

年度から継続しておりますこのポータルサイト、まずは窓口を大きくするという拡充や、プロポーザル方式によりまして業務一括、代行事業者の変更、ウェブサイト掲載内容の見直しというものを行ってきました。

さらに、今年度からは、栗また米及び梨などの季節返礼品の提供体制の強化、こういったものを取り組んでおりまして、今後につきましてはまず返礼品数の純増、増加を、当面の取組として進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 次の質問に入ります。小項目③ふるさと納税のランキングについて、お伺いいたします。

まず、私たちの茨城県のふるさと納税受入額、全国のランキングを、県のランキングをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） このふるさと納税、例えば県が独自に行うものと、県内の市町村それぞれが行うものというやり方がございまして、独自で都道府県が行っているものの金額というものは把握できないものですから、市町村の額も含めたランキングという形でお答えさせていただきます。

令和7年8月の総務省公表資料によりますと、茨城県の寄附及び県内市町村への寄附を合計した受入額は、まず391億2,900万円となっております、順位は47都道府県中11位となっているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 県では、47都道府県中11位ということであります。

それでは、笠間市のふるさと納税の受入額の茨城県内でのランキングをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 令和6年度の寄附実績に基づくランキングは、茨城県内44市町村中31位となっているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 全国の市町村は1,741ありますが、笠間市のふるさと納税受入額の全国のランキングをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 同じく、令和6年度の実績で、都道府県を除いた1,741市町村のうち895位となっております。先ほど申し上げた県内のランキング同様、年度で前後はどうしてもいたします。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） そうすると、県内では31位、全国でいうと1,741あるうちの895

位ということでありました。

令和7年度の笠間市のふるさと納税受入額の目標は先ほど4億円とのことでありましたが、4億円で昨年度を見てみますと、茨城県内では20位ぐらいであります。全国では610位ぐらいであります。

県内44市町村ありますので、中ぐらいの成績になると思いますが、それをどのように感じられておりますか。現在は、31位ということでありまして。お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 直近5年の中では、20位台を推移しているところではございます。今御質問いただいたとおりでございますが、本市の地域資源と持っている魅力、こういったものからは、私ども担当としてはもっと高い位置にいなければいけないという意識を持って、取り組んでいるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 当然、そうであろうかなと思っておりましたけれども。

それでは、県内のランキング1位から10位、いわゆるベストテンをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 同じく、令和6年度の実績でお答えを申し上げます。上位から、守谷市、境町、日立市、つくばみらい市、取手市、大洗町、下妻市、八千代町、行方市、牛久市となっております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 笠間市との違いは何だと思えますか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 上位に今位置しております市町につきましては、返礼品として、電化製品だったりビール、あるいは加工施設等を有するなど、どうしても市町村内に立地する企業にまず大きな違いがあること、またサツマイモや米などは量や設定しているその寄附額に違いがあることなどが挙げられると考えております。

また、寄附額を伸ばしている上位10傑にこだわりませんが、市町村において返礼品のそもその数、こういったものを増加している事例も見られるというところであり、そういったところが私どもの違いとして認識しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 守谷市なんかはアサヒビールがあつて、製造して3日以内に出荷するよというふうなうたい文句でやっているの、そういうところは有利企業があるから有利であると思うのですけれども、2番目の境町は特化してそういうものはございませんよね。多分、米が主だと思うのですけれども、そういうものをやっぱり取り入れることができるようであれば、同じようなもので伸ばしていける要素というのは、笠間市でもあると思うのです。

笠間の栗は、今、全国1位の生産地でもあります。これをいかに保存して、そしてまたそれを返礼品として長く対応できるか等々が、今後の課題かなというふうには見られるのですけれども、それについてちょっと答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） やはり、当然市町村ごとに違いはございます。これまでも御指摘だったり、御助言いただいている中で、栗、さらには米、こういったところの取組も強めているところでございます。

一方で、やはりどうしても米だけを見ても、非常に、市場という言い方が正しいかどうか分かりませんが、乱立していて、やや飽和状態にあったり、その時期時期で、やはり取り組むべきところは変わってまいります。また、日用品がより強く好まれる傾向があったり、やっぱり多少なりその年やその期間において変わってくるところもございますので、そういったところもしっかり分析をしながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは次の質問に入ります。小項目④ふるさと納税の返礼品について、お伺いいたします。

先ほど部長のほうからの答弁でも返礼品に対してありましたが、本市の返礼品として人気のある返礼品をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 同じく、令和6年度の実績でお答えを申し上げますと、上位からモンブラン、生栗などの栗関連の返礼品、さらには米、梨、ゴルフチケットなどが挙げられるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、ふるさと納税の返礼品のウェブサイトについて、お伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 寄附の受付を行うウェブサイト、これは現地決済型なども含めてまいります。寄附者等の設定に応じて今、13の事業者と契約連携を行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） ウェブサイトによってアクセスをする場合に先に笠間市が出てくると、そこに納税者が受入先に選ぶのに目立ってくる傾向があると思うのです。

これが大事だと思いますが、それでは中間事業者による効果について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 発注やPR、分析などを行う中間事業者を、まず昨年度

の令和6年度途中から変更を行いました、その後、寄附実績を順調に伸ばしているところでございます。

今御質問いただきました、まさに接点となるウェブサイトなどについては、やはりそのウェブサイトごとに閲覧する寄附者層というのが変わってまいります。それらに対応した見せ方というものを、この中間事業者と共に変更だったり、ブラッシュアップをかけながら、随時行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 今まで最初に取り組んできた部分と、それからウェブサイト、事業者を選んで、笠間市がお願いしている、そういうところで変化というのはございましたか。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） やはり、まずはその入り口となるのが、どうしてもウェブサイトが多いので、個数という言い方でよろしいでしょうか、閲覧する。できるだけページ数というものを、如実に増加をしてきました。結果、寄附額が伸びておりますので、ここは強く因果関係があるんだろうと。

ただ一方で、これだけの市町村が取り組んで、多くの方の御寄附を頂戴できるような形になっておりますので、競争、今御質問いただいたとおり、その中でどうやって選ばれていただくか、こういったところの分析というものを、この中間事業者のほうで強く行っていただいて、私どもと共有をしながら進めているという状態でございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 先ほど、返礼品としてモンブランや、栗のものが上位が占めているということでもあります。

笠間の栗の返礼品の開拓や事業者との協力等について、本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、生産者、菓子店などを含めた加工事業者と共に、今現在、非常に御協力をいただいているところでございます。

また、冒頭申し上げましたとおり、今年度から各部の職員との具体的な連携というものも開始しております、このふるさと納税はいわゆる地域資源、地域の商品という言い方でよろしいですかね、そういったもののPRなどにも資する制度でございますので、こういったところの連携を強めて今取り組んでいるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 私もウェブサイトを開いてみました。気になるのは、やっぱりモンブランが気になりますよね。冷凍であっても、現地に、エンドユーザーに届いたときには、それもおいしかったよというようなコメントがたくさん出ておりました。これは、

大事なことかなというふうに思っております。

そしてまた、この全国モンブラン大会で、今年ですか、笠間市が優勝しましたよね。そういうのは追い風になるのではないかなというふうに思っておりますので、これらに対しての取組強化、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、笠間の米について、先ほど米というのは多岐にわたって、どの地域でもやっ
てるからなかなか難しいよというような答弁がありましたけれども、笠間の米についての
展望について、お伺ひいたしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） これは、これまでも議員からの助言をいただいた中で、
まず令和3年度は4,080キログラムの取扱いでしたが、昨年においてはもう8,955キログラ
ム。今年度はそれを上回る量の協力をいただいております、寄附額は順調に増額をして
いるところでございます。

一方で、先ほど申し上げたとおり、やや全体としまして飽和状態になっている部分はご
ざいますので、その中で笠間の米の魅力を伝えるべく、半年程度の期間にわたる定期便で
あったり、玄米などをその設定に工夫を加えまして、笠間の米の認知度向上に努めており
まして、今後も事業者の皆さんと連携を図りながら、その魅力、おいしさ、こういったも
のを伝えてまいりたいという考えで進めてまいります。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 「笠間の米、おいしい」というふうに言われております。食味
もいいし、そしてまたそれには、やはり業者とのタイアップというのが大事になってくる
のではないかなと思います。笠間市の要望、あるいは納税者の要望に応えられるような業
者の選定、あるいは米の選び方というのも大事になってくるのではないかなと思います。

ちなみに、先ほど申し上げました境町では、米が1番であります。米であれだけの成績
を上げているのでありますので、笠間も米の食味については負けたくないというふうに思っ
ておりますので、ぜひ取組の強化をお願ひしたいと思います。

ふるさと納税をされる方のリピーターについて、お伺ひをいたします。笠間市のリピー
ターはどのようになっているのか、お聞きいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） データの取扱い上、3回以上の御寄附を頂いている方を
まずリピーターとして定義をさせていただきますと、本年11月末時点で3回以上の方が
292名、4回から5回が83名、6回以上の御寄附を頂戴している方が32名となっております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 結構いるんですね。こんなにいるとはちょっと思わなかったの
ですけれども、これは大事なものだと思っております。

それから、このリピーターを通して口コミが広がっていくというふうに私は考えております。ですので、これからもそういうものを大事、いわゆる逃げられないようなものの、これからの開発も含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ふるさと納税の返礼品の他市町村との差別化について、お伺ひいたします。また、ふるさと納税の受入れを強化するためには、笠間市へのアクセス回数を増やすことが大事であり、多くの方がリピーターになっていただくことが重要であると思ひますが、この件についても併せてお伺ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、その差別化の部分については一つ一つやっていくところではございますが、大きくサイトごとに、先ほども、もう繰り返しになりますが、閲覧する方の層がやや変わってまいります。そういった方々に響くように、例えば栗に特化するページをつくったりとかそういうような形で、より差別化が図れる取組をしているとともに、アクセス回数増加、さらにはリピーター確保、こういったところの両面を強化する施策としましては、これも御質問いただいとおり、返礼品のレビュー、「おいしかったよ」とかそういうものを記載していただくような、そういった方々への働きかけ、こういったものも行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。

次の質問に入ります。小項目⑤ふるさと納税に係る住民税控除額と控除適用者数について、お伺ひいたします。

全国において、昨年度のふるさと納税に係る住民税控除額と控除適用者数は、ともに過去最高を更新したそうであります。控除適用者数は、全国で1,080万人と言われております。

笠間市ではどのようになっているのか、お伺ひいたします。ふるさとの納税の控除額と控除適用者数について、過去5年間、数字をお伺ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） その状況につきまして、市民税の控除額、また控除適用者数の順に申し上げますと、令和3年度が4,990万634円で1,546人、令和4年度が6,989万6,743円で2,162人、令和5年度が9,057万4,910円で2,758人、令和6年度が1億289万8,338円で3,184人、令和7年度が1億2,169万9,626円で3,497人となっております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 要はこれが、笠間市の住民がよそへふるさと納税をしているという額であります。件数と額であります。令和6年度のふるさと納税額は、タブレットで見ますと、2億2,460万円となっております。

令和6年度の実質の収支はどのようになるのか、お伺ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 使う数字で、令和6年中の寄附を反映しました、いわゆる令和7年度課税分を例に取りますと、笠間市民がふるさと納税をしたことによる、いわゆる市民税の減収額という形が約1億2,100万円となっておりますが、一方で本市が受け入れたふるさと納税の寄附は、ここに交付税等も絡みますが、実質の収支はおおむね9,000万円程度のプラスとなる見込みとなっております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） そうすると、タブレットに出ている2億2,400万円から、いわゆる諸費用等々を引いたものも含めて、笠間市民がよそへ納税している部分、いわゆる出ている部分を引くと、実質で約9,000万円が笠間市に入ってるというようなことでよろしいですね。そうした場合に、これらをもっと上げていかなくちやならないと思うわけでありませぬ。

それでは次の質問に入ります。小項目⑥ふるさと納税の今後について、お伺いいたします。

本市のふるさと納税の受入れについての取組の強化について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まずは、寄附額及び寄附者の増加に向けまして、ちょっと繰り返しになって申し訳ありません、返礼品のラインナップを拡大、充実してまいります。それに加えまして、本市のイベントなど様々な面で来訪者の方が多くお越しになる都市でもございますから、現地決済型をはじめ直接的なPR、さらには御質問いただいている、クラウドファンディングなどの展開によりまして、一層の拡大を図ってまいります。

一方で、過度な競争の排除などの観点から国における指定基準も非常に厳しくなっておりますので、制度趣旨に反することがないということは当然努めながら、現在も連携を行っております市内の各部署、さらには今協議スタートしておりますが、商工会、さらには笠間焼協同組合など市内事業者の皆様との連携もより強めて、笠間市の魅力、地域経済の向上につながる取組を進めてまいります。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 先ほど、現地決済型も含めてということですが、現地決済型は増えてますか。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） ゴルフ場はちょっと前からやっていたので除きますが、イベントのときにその時の返礼品というものを、笠間焼なり何なりというのは特に今年度、昨年度も実験的にスタートして、今年度も実施しまして、額が大きいかわかるとはありますが、やはりイベントごとに昨年度よりは、当然今年度のほうが多くなっているというような状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） そういう小さなことでも、一つ一つが大事になってくるのではないかというふうに思っております。今後も続けていっていただきたいと思います。例えば、ふるさとまつりとか、それから大きいのは陶炎祭ですよね。それから、新栗まつりもあります。そういうようなところで今年はやっていらっしゃったようですけども、今後とも力を入れていっていただきたいなど。そして、なるべく多くの方に、笠間市のほうにふるさと納税をしていただけるような取組、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これまでは、合併特例債という有利な債権がありました。これは一番使い勝手のいい債権でありまして、この合併特例債が間もなく使えなくなる時期に来ているのではないかなというふうに思っております。

今後の笠間市の事業を進める上では、ふるさと納税の受入れが非常に大きな役割を担ってくるのではと考えておりますが、所見をお伺ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） やや繰り返しになるところお許しいただきたいと思ひますが、今御質問いただいたとおり、やはり直接的な財源の確保となる制度であると同時に、地域産業の振興、さらには市を応援する関係人口の拡大など、本当に市の魅力向上に資する制度だと思っておりますので、重要な事業であるという認識はしております。

ただ一方で、これも繰り返しになりますが、国による制度変更などが今ちょうど頻繁に行われているところでもございますので、あくまでもこの適切な対応、ここを間違えないようにしながらも、効果的に活用を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 笠間市は、伸び代が私はたくさんあるというふうに思っております。ふるさと納税の総務省の目的は、地方から中央に出ていった方が地方のふるさとに納税をしてもらう、そういうような取組、そしてそれらの競争であるというふうに言われております。これは競争でありますから、勝たなければならないというふうに思っております。今後も、ふるさと納税、大事な財源にこれからなってくるというふうに思っておりますので、引き続き取組の強化をお願ひしたいと思ひます。

それでは次の質問に入ります。大項目2、笠間市合併20周年について、お伺ひいたします。

平成18年3月19日、2006年に笠間市が誕生してから、間もなく20年を迎えます。来年3月19日が、20年となります。今年度は20周年記念事業として、多くの事業を実施してまいりました。

そこで何点かお伺ひいたします。

小項目①合併20周年事業の成果について、お伺ひいたします。

今年度の20周年事業について、どのような事業を展開されてきたのか、成果を含め、お

伺いたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 19番大関議員の質問にお答えをいたします。

合併20周年記念事業は「未来につなぐ笠間～20年の歴史とこれから～」をテーマに、まちの魅力を生かした様々なイベントを通じて、市民の誇りと愛着を深めることを目的として実施をしております。

まず、20周年記念ロゴマークを笠間高校の生徒から募集し、選ばれたデザインを使って、のぼりや名刺、チラシなどで広報に利用しました。

記念イベントとして、7月には「茨城野音」を笠間芸術の森公園で開催しました。このイベントではミュージカルやキッズダンス、観光大使の安達勇人さんのライブが行われ、約5,500名が訪れ、多くの若者が楽しむことができました。

また、11月には「忠臣蔵サミット in 笠間」を笠間公民館で開催し、忠臣蔵にゆかりのある九つの自治体が参加しました。各自治体の紹介や交流会が行われ、観光大使の玉川祐子さんの浪曲や人気講師神田伯山さんの講談も披露され、忠臣蔵と関わりのある笠間の歴史を広めることができました。

さらに、11月に笠間図書館で「カサマライブラリーパーク」を開催しました。ここではキッチンカーやワークショップなど大人から子どもまで楽しめるイベントが行われ、開館以来最多の来館者数を記録しました。2日間で4,400人が訪れ、子育て世代やふだんあまり図書館を利用しない方々にも興味を持っていただく、よい機会となりました。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 今事業の展開については答弁がありました。市民の方から合併20周年記念事業について、何をして、どこで記念事業をしたのですかとよく聞かれます。ほかの市では公会堂とか一堂に会して20周年記念事業を開催され、またそれが新聞の記事で紹介されるので、笠間市ではどうだったのとよく聞いてくるのではないかと思います。

市民への周知はどうでしたか、伺いたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 市民への周知についてでございますが、4月7日から市のホームページで20周年の特設ページを公開しまして、記念イベントなどの情報を随時更新をしております。また、広報かさまでは毎月20周年記念に関する事業を掲載し、さらにインスタグラムやフェイスブックなどのSNSを活用して広報を行い、あらゆる媒体で市民に情報をお伝えしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 先ほど申された大きなイベント、いわゆる茨城野音2025、忠臣蔵サミットについて、どのようであったのか。イベントに参加された方は記念事業を理解

されたが、参加されなかった市民の方には20周年記念事業を理解されなかった方も多くいたのではと思われました。

市民の反応等をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） まず、茨城野音についてですが、特にミュージカル「忍たま乱太郎」は、これまで大都市の屋内施設のみ上映されてきましたが、今回は初めて茨城県での上映、さらには初めての屋外での上演となりました。参加者からは、なかなかチケットが取れないミュージカルを身近で見ることができて、とても楽しめたというような声を多くいただきました。

次に、忠臣蔵サミットでは忠臣蔵と笠間市の関係について知る機会となり、参加者からは、講談ブームの立て役者であります神田伯山さんの迫力ある講談に感動したというような声もいただいております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） その講談なのですけれども、講談では、今人気の神田伯山ということでありました。忠臣蔵では、笠間公民館が神田伯山の講演で満席になりました。

チケットの割合、笠間市民の参加割合について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） お答えをいたします。

笠間公民館のホールは500席ありますが、そのうち400席分のチケットを販売をいたしました。参加者500人のうち、約半数の5割が笠間市民でございました。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） チケットを販売してすぐにチケットが完売になったというふうに聞いておりますが、その状況についてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 販売サイトで、まず市民の方にはお知らせをしまして、先行して実施した抽せん販売では326席に対して353の申込みで、9割以上の方が当選したというような形でございます。なので、市民で申し込んだ人も、ほぼ当選してるというような状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 約5割の方が市民でなかったのだけれども、市民の方が応募した中では90%以上の確率で配布になったという理解でよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは次の質問に入ります。小項目②合併20年の歩みについて、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 先ほど忠臣蔵サミットのほうで、「観光大使の玉川祐子さん」と申しあげましたが、これは「応援大使」の誤りでございます。

大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君、どうぞ。

○19番（大関久義君） 合併20周年の歩みについて、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、これまでの歩み、すごく端的にちょっと申し上げさせていただきます。

将来像につきましても、建設計画の都市像を受けました文化交流都市、これを構築して、これまで一貫して進めているところでございます。合併後の平成19年度から、まず当初は、まず大きな行政改革の一つでもございましたから、そういったところに耐えうる行政機能の強化を図りながら規模も当然拡大しましたので、駅の橋上化であったり、学校の再整備であったり、そういった大きな合併のときの約束事といいたしめようか、協議事についても順次、進めてきたところでございます。

そういった中で、いち早く少子化対策本部、合併の翌年度になります。少子化対策本部定住化促進という新しい課題に対する取組も始め、あわせて当初5年の中でリーマンショックが起きたわけですが、これに対するいち早い雇用対策こういったものも進めたところでございます。

またその後、東日本大震災という大きなものがありまして、平成24年度から来る5年後でございまして、ここは復興に努めながらも、人づくり、まちづくり、ものづくりという人口減少を正面から受け止めた対策というものも、国に先駆けてスタートをさせていただき、進めてまいりました。

またその後、平成29年度からになります。この時期どうしてもコロナ禍がございましたので、ここの対策についても柔軟かつスピーディーに行いながらも、次の時代に向けたデジタル化こういったところも促進をし、またその平成27年度ぐらいから笠間の栗であったり、そういう笠間を代表するまちづくりそういったものも、順調に進めてまいりました。

昨今に至るまではこのコロナの後の物価高対策等々ございますが、そこについても臨機応変に臨みながらも、子育てであったり様々なところできめ細やかな支援ができる体制、そういったものを取り組んできた20年間だったと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君）　そうですね。20年間、もうそんなに20年たったのかなあというそういう思いであります、東日本大震災の影響やコロナの影響もありました。そういうものを乗り越えて、現在があるということでもあります。

次の質問に入ります。小項目③合併の効果について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君）　政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君）　まず、それぞれに特徴に魅力に違いがある三つの市の合併というのは、この今のこの新しい笠間市そのものの魅力を大きく増強させた合併だったと考えているところでございます。

そういった中で、先ほど申し上げた、比較的大規模なプロジェクトに取り組んできたことや、またこれは議会の皆様の御協力もあり、行政機能の強化こういったものを強めることで、人口減少に対する研究取組そういったものも開始できたと考えております。

間、間で非常に大きな、コロナであったり、東日本であった大震災であったり様々なことがございましたが、それでもその後の回復期にV字以上の回復ができるような取組ができてきたことも、やはりこの一つの行政機能の強化を図ってきた成果ではないかというふうに思っております。

現在までに至っては、スポーツシティかさまであったり、新たな魅力の創出に努めているところでございますが、非常に社会的に、例えば新しい鉄道ができるとかそういった大きな社会的な変化がない中でも、社会増、人口減っておりますが、社会動態としては均衡あるいは微増の状態になったり、地方税そのものは増収、そういったことが一つの成果となり、結果として今申し上げた、きめ細やかなサービスであったりそういうことが取り組めるようになってきたと。ただ、まだまだ当然課題は山積しておりますし、今後も取組を強めていきたいというふうには考えております。

○議長（畑岡洋二君）　大関久義君。

○19番（大関久義君）　分かりました。

それでは、合併から20年、今後の行政の在り方、進め方について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君）　4番目ですね。

○19番（大関久義君）　何。

○議長（畑岡洋二君）　質問の4番目に入ってよろしいんですね。

○19番（大関久義君）　4と言わなかった。言ってなければ小項目④であります。

○議長（畑岡洋二君）　政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君）　来年度、令和8年度が第2次総合計画の最終年度となりますので、次の10年度化に向けた構想づくりというものを着手してまいります。

基本的な考え方はこれまでと大きく変わるものではないと思いますが、まず現在の市民の皆様が安心して暮らし続けることができる環境構築、これをまず第一にしながらも、将来に対して、抽象的で申し訳ありませんが、期待や希望を感じるまちづくりを進めていくこ

とが必要だと思っております。そのためには既存資源を生かした拠点の再生をはじめ、現在の生活の利便性を向上するデジタル化、さらには人材確保に対する多様な手法の導入、水道などの都市基盤の持続化、こういった多くの課題を同時に解決していく必要がありますので、そのため行政運営の仕組みの改革をなお強めて進めてまいりまして、公民問わずあらゆる資源の活用と連携の拡大を図っていくことが、基本的な考え方と捉えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 合併から20年、今後の行政の在り方、進め方について、今部長から答弁ありました。

山口市長にお伺いいたします。

合併から20年になります。今年2月の市長コラム「合併から20年、原点に戻る」の中で、山口市長は「令和8年3月19日は笠間市誕生の記念日であり、合併20周年になります。合併から20年。今後の行政の在り方、進め方を見直す時期でもあります。行政改革についても、議員・職員の定数削減などを行い、スリムな行政を進めてきました。合併の原点に戻り、行政のスリム化を図り、必要などころには支援をしっかりと行うメリハリのある行政を進めていきます。」と書いておられます。

来年は、市長選挙があります。12月1日には、令和8年4月5日が市長選挙の告示日、4月12日が投票日と発表されました。

山口市長の次期への挑戦について、お尋ねいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） まず最初に、合併20年がたつわけでありまして。20周年ですね。大きな合併の目的を持って3自治体一つになって、今日の笠間市が築かれてきたわけでありまして。この間、ずっと私は合併以来、市長の職を務めさせていただいております。そういう中で、合併後の新市づくり、今日まで御協力をいただきました議会の皆さん、そして市民の皆さん、さらには職員の皆さんの協力、御理解に、改めて感謝を申し上げたいなと思っております。

合併時と現在では、大きく社会状況が変わってまいりました。特に急激な人口減少や少子化、高齢化は以前から言われておりましたが、そういうことで社会の中に、様々な課題が出てきたわけでありまして。行政としては、それらの課題解決に一つ一つしっかりと取り組んでいくことは当然であろうかと思っております。

私自身といたしましては、来年4月が改選の時期になるわけでありまして。これまで培った経験等を踏まえながら、先ほど申し上げました課題を解決しながら、そして人口が減っても、市民の皆さんが豊かさを感じて、さらには安心安全な、全世代の方々がそういうまちであるということを感じられるようなまちづくりをしていくことが今後必要ではないかなと思っておりますので、改選に向けて前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 19番大関久義君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

16番西山 猛君の発言を許可いたします。

〔16番 西山 猛君登壇〕

○16番（西山 猛君） 16番西山 猛でございます。通告してありますとおり、一般質問を一問一答方式で行いますので、よろしく申し上げます。

大項目1、採石法等による不適切処理について。

この件につきましては、県職員による採石法等に係る不適切処理事案についての経緯ということで、小項目①いつのことなのか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 16番西山議員の御質問にお答えします。

県職員による採石法等に係る不適切な事務処理事案につきましては、令和5年4月から令和7年1月の期間で認可されたもので、4件、4事業が代表となりました。

1件目につきましては、令和5年4月に知事公印の偽造により認可更新された事案となります。詳細といたしましては、課内の決裁を経ず認可書を偽造し、事業者に交付したものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 部長、質問の流れが1番がいつで、2番目がどこということなので、その辺の対応をうまくやっていただけると質問者の意図が伝わるのかと思いますので、よろしく申し上げます。

○産業経済部長（礒山浩行君） 失礼しました。

2件目、3件目の事案につきましては令和6年10月、4件目の事案につきましては令和7年1月の事案でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは小項目①終わりました、小項目②どこで発生しましたか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） どこで発生したかとの御質問でございますが、今回対象になったのは市内4件、4事業者のところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 4件、4事業者、市内ということですが、特定できますか。言えますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 茨城県の実施した記者会見において事業者名を公表していないことから、公表については差し控えさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 違う場所、4か所の場所の特定はできますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） これにつきましても県のほうで公表してございませんので、市内4件ということで御理解いただければと思います。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 事業者が4者で、4者についてはそれぞれ法人なのでしょうけれども、県のほうで公表してないので、市は公表しないということでもいいですね。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは小項目②を終わります。

そうしますと、小項目③誰がした行為かということについては、どうですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 令和7年7月17日に茨城県が実施した記者会見において、事案を起こした職員につきまして公表されましたが、当時、産業戦略部技術革新課に所属していた現在、立地推進部の係長、41歳、男性となっております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それは、新聞報道のとおりでよろしいですね。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 県の実施した記者会見によって発表されたものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

議員の方の携帯電話の対応をよろしくお願いします。

西山 猛君、続けてください。

○16番（西山 猛君） それでは小項目③を終了しまして、小項目④何を目的としたのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 何を目的としてこのようなことになったのかという御質問かと思いますが、県が担当職員に対して聞き取り調査を実施した内容に関する回答とな

りますが、業務多忙から事務処理の遅れが出る中で、事務処理の標準処理期間に追われてしまったものでありと聞いております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 誰に聞いてるんですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 茨城県からの聞き取りで、そのような回答でございました。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 多忙というのが目的ではないです。多忙が原因で、職務が多忙、それが原因で、目的は何ですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） これも県からの聞き取りになりますが、今回の不適切処理事案につきまして、何らかの目的があったとの報告は受けておりません。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 内容は、これ新聞報道ですが、知事公印のサンプル画像を利用してという偽の認可書、許可書を作成したということですね。

これが多忙につき許可書を作成ということになったという、その整合性がちょっと分からないのですが、どういうふうにとってますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） これも聞き取りとなりますが、県の中の決裁事務が標準処理期間の中に処理ができないような状態になりまして、そのような県知事の公印を偽造して、決裁を取らず認可証を出してしまったというふう聞いております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 公印のサンプル画像でしょう。決裁を取る、取らないではなくて、取れないから、公印のサンプル画像を使ったのと違うのですか。そういう意味合いと違うのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、業務多忙により事務処理の遅れが出る中で、県庁内での決裁事務を怠ってしまったので、そのような県知事の公印のサンプルを使って認可書を発出してしまったというふう聞いています。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） そういう意味では行政、笠間市、県、同じ行政ですが、決裁というのは当然許可ですから、適切か不適切かもチェックしなければなりません、それはいかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） その後、県で決裁、認可書申請について確認したところ、内容は適切であったというふうに聞いております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） おかしいですね。笠間市は、だって公印を、何か偽物の公印をつくられて、市長公印をつくられて、それが独り歩きしてたわけだから、笠間市が知らないということはないですよ。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） あくまでも、この認可に関しましては茨城県の事務の中で起きた問題でございますので、市のほうの意見書は意見としてお出ししますが、市長の公印を押印したものではないものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） もう1回戻しますが、目的というのは、4者に対して四つの許可を出した。多忙だけれども、出してしまった。多忙なので、偽造して許可書を出してしまった。出してしまったけれども、本当の許可書というのは改めて出てるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） この事案が発覚した後に、茨城県といたしましてきちんとした再審査を行い、認可書を出しているというふうに聞いております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） その事務処理の期間は、どのぐらいなのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 採石法に関する事務処理の標準処理期間といたしましては、60日間となっております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは小項目④を終わります。

小項目⑤なぜ本件事案が起こってしまったのかということについては、職員の考え方が多忙だったから、偽物のもいいから取りあえず出しちゃおうという、職員だけが単独で考えたということによろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 繰り返しの答弁になりますが、聞き取り調査を実施した内容による回答では、担当職員が業務多忙から事務処理の遅れが出る中で、事務処理の標準処理期間に追われ行ってしまったものと報告を受けております。また、こうした状況について、県担当課においても事務処理の進捗や調整状況が他の職員に十分共有していなかったほか、所属長による職員に対する指導監督が不十分であったことが原因であったと報告を受けております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） この事案というのは、不適切処理事案というふうに曖昧な言い方をしていますが、不適切という幅広い感じに聞こえますが、実際は公務員による公文書偽造事案ですよ。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） そのように認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 正式には、有印公文書偽造でよろしいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） そうなると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 最高刑は、刑事罰の最高刑は。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 刑法第155条に規定される公文書偽造等及び刑法第158条の偽造公文書行使等に該当するとなると、禁錮1年以上10年以下の刑となっております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 私は最高刑と聞いたので、10年以下ですね。今は禁錮刑、懲役ではなくて、という事案だったんですね。

処分そのものは停職3か月、間違いないですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 停職3か月でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） なぜ起こったかということについては何回も繰り返しの答弁をいただいておりますが、職務多忙、忙しいと。忙しいから面倒という言い方よりも、忙しいから許可を出すまでの経緯について決裁を取ってる暇がない、いとまがないという意味合いなのかもしれませんが。

どうして、その許可というものに対して期限が決まっていて、それで出さなくちゃならなかったというのがあるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） あくまでも、標準処理期間の間に処理をするというのが公務員としての大原則でございますので、その該当の県の職員がなぜ遅れてしまったのか等につきましては県の内部事務の話でありますので、詳細については我々のほうでは認知しておりません。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 原則と言いましたけれども、原則は、きちんと書類を整えて、それなりの議論を交わして、許可にふさわしいかふさわしくないか、適切か不適切かを、

何名もの、何か所の部署も経て許可を出すのではないですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 原則と申しました意味でございますが、重大な調整事項があったときには標準処理期間延びる場合もございますので、先ほど原則60日間というふうな答弁をさせていただきました。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君

○16番（西山 猛君） 最終的には、今、部長の答弁からいくと、県の組織、機構の問題に収まるのかなあと思うのですが、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今回の事案につきましては、県庁内の問題と考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） ですから、組織機構上、そういうふうな多忙の、要するに職務が偏ってしまう。その職責を持つ者が持ち切れなくなってしまう、こんな事案になってしまったというふうに機構上見るべきではないですかと思ってるのですが、どうですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） あくまでも、県の組織機構のお話なので、市としてそれに対して何か御意見申すことはございません。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは小項目⑤を終わります。

小項目⑥どのようにして実務が行われたかについて伺いますが、部長に助け船を出しますが、県のことなので分かりませんということでもいいですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 県のほうから私どもに報告があった部分で、答弁させてよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） まず、市の業務に関係あったものは4件のうちの2件で、変更認可申請に係る意見照会及び市町村の意見書の偽造となります。

県が令和6年10月に処理した採石法に基づく岩石採取計画に係る変更認可申請書認可事務2件において、県担当職員が採石法第33条の6で定める市町村への意見照会文及び認可に当たり意見書を偽造して認可処分を行い、同条で定める市町村への通報、こちら認可書の送付を行ったものとなります。

なお、県におきましては、事案の発覚後速やかに、先ほど答弁したとおり、内容を確認し、法務相談した上、認可処分のやり直しなどを行ったというふうに聞いております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 小項目⑥終わります。

小項目⑦本件事案に対する本市の考え方について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 本件議案に対する本市の考え方についてでございますが、10月21日に開催された議員全員協議会で説明させていただいた内容と重複いたしますが、今回の議案はいずれの議案も、刑法第155条に規定される公文書偽造に該当する可能性がございますが、県として4件の採石事業者とも認可効力に影響がなく、実害が発生していないことなどから、刑事告発については県警、県の顧問弁護士と相談し、また関係市、今回は笠間市と桜川市になりますが、意見を確認した上で判断することとなりました。

そのため、本市といたしましても、市の顧問弁護士と協議の上、県が諸般の事業を総合的に判断し、告発しない方針であれば、積極的に告発ないし告訴するだけの事情がないため、刑事告発については県の判断に任せると判断し、その代わり再発防止対策の申入れを行ったところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 丁寧な答弁をいただきましたけれども、過日、10月21日の議員全員協議会で報告をしている内容に基づきまして、答弁いただきました。

私のほうもその報告書に基づいて、改めてお尋ねいたします。

まず、茨城県警及び県顧問弁護士と協議し判断することとしたというのは、これ県なのです。当然、刑事事件としての考え方を持っているから、県警と相談をするということなのですが、本来、今答弁の中で実害がないと言いましたが、もしそういう考えでこれから業務、要するに行政業務を進めるとすれば、今、市の考えですかね、今、実害がないと言ったら、許可をおろすに当たってもそういうことが、同じような類似したことがあって、許可になりました。でも、それが偽造でした。でも、改めてやったら許可になりましたとなると、実害がないという言い方になってしまいますよね。同じことですよ。

そういうことに対する今、県職員の処罰、処分というのが、停職3か月にとどまっているわけですよ。とどまるというのは、私はもうゆゆしき重大なことだと思ってるから言ってるのですね。実害がないという発想は、どこから出るのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 実害につきまして、こちらも県との聞き取りの中では、認可の事業者の認可が全て要件を満たしており、不認可案件を認可したものではない。認可効力が保たれ、事業者、茨城県、市町村、県民に実害がなかったというふうなことから、茨城県としては実害がなかったと判断したと伺っております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 実害という言い方をすれば、実益、実際の利益を得たのは誰ですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今回の事案に関して実際に利益を、結果からいうと誰も利益は得ていないというふうを考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 起こり得ることとして、同じような事案で偽造して、判こ押します。例えば、市にしましょう、県だとちょっと濁すところもあるから。市の許可を出すに当たって、市長の公印、山口市長、笠間市長山口伸樹という公印を偽造した。それで許可を出しました。そのときにそれをいただいた、許可を受理した、受けた者に対して、それは許可が出たから何かの事業をやりますよ。やったときに、それが何か問題が起きた。で、調べていったら、そういうことになった。よくよく調べていったら、許可の対象にならなかった。

でも、多忙というのは別として、作為的、故意に偽造の判こを押して許可をもらったという会社は、そんなことは知らないよと、行政から許可をもらってんだと、今までこれ許可、不許可でもいいと、もう今までやったことに対して損害賠償する、してくれというようなことって、起きませんか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 基本的に笠間市の事務として、そのような不適切な許可を出すということがないように我々日々、仕事をしているところでございますので、今例えばあったときというときの答弁については、私のほうから申し上げることはございません。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） よく行政の一番のさがというか、認めないというね。今回も、私が思うのには、この許可が出ましたけれども、そういういろいろなどという意味で、どういうパワーバランスが働いて、そういうふうになったかしのれない。本人単独のことではあり得ません。なぜかという、職員が利益はないから、不利益という、要するに自分が1人だけ、たった1人が業務多忙につき公印を偽造して許可を出してしまったという、そこは確信犯なのかもしれないけれども、それだけやってしまったというだけにとどまっているわけですよ。

停職3か月、最高刑が10年ですよ。10年のものを刑事告訴もしない、刑事告訴できますから、告発ではないから告訴できるわけだ、笠間もね。そういう立場なのだけれども、そういうことも一切なく、県警と相談した。面白いですね、茨城の行政というのは。三権は分立してないのですか、この茨城県はとなくなってしまうと思うんですよ。

これ何が言いたいかという、その業者がありました。業者が不適切だったかもしれない。不適切だったけれども、適切な許可を出してしまったかもしれない。それは、要するに公印を不正に使ったから、それは駄目だよ。もう1回やり直しました。そのときに駄目

と言われたらば、もしかしたらそういう先ほど言った、損害賠償が発生するかもしれない。あるいは、もっと灰色な問題が発生するかもしれない。ということを考えますと、結論としては許可を出さなくちゃいけなかったというところに落ちてしまうのではないかなと思うのですね。それはなぜかという、この刑事告訴をしてない、告発してない。

笠間市も、最終的には県は、市の意見を確認したところに投げられてるわけです、笠間市に。笠間市と多分、一部桜川が入るから桜川市ということで、両市2市に対して県から、市の判断どうですか。うちのほうは県警とも相談して、被害が、実害がないから、特別被害者がいないから、それに対してそれ以上踏み込まないんですよ。それ、結論は、両自治体にお任せしましょう。自治体にお任せしましょう、笠間市にということなのですが、笠間市は最終的には県の判断だと言ってるんですよ。一体どういうことなのですかこれ。

どっちがどうで、正しいのですか。行政の許認可権と、その責任。こういう問題があったときの責任、許可を出したものに、許可を出したことに対する責任。許可というのは、何か問題があったときに、こうですよ、ああですよということは行政がきちつと言えるから、行政に許可権があるわけでしょう、権限を持つてるわけでしょう。そういうことですよ。もし何かあったときにとんでもない業者だったと、こうなったときに、おかしくなっちゃいますよね。

だから、それに対して、どっちも、いや県が言ったからいいんだ、市が、市の意見を求めます。市は、県の判断に任せます。これは、おかしくないですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） ただいまの御質問ですが、本市と桜川市のほうの意見ということで、我々県の判断に任せるというふうな回答をいたしました。

これにつきましては、あくまでも県の内部の事務の不手際のお話なので、あくまでも県が、例えばこれからでも告訴なりという段階に進むのであれば、我々としても再度顧問弁護士と相談して、市としての対応を考えていくというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 小項目⑦終わります。

小項目⑧同対応について。

今答弁をいただきましたが、改めて対応について、市の対応について本件事案に対して、対応についてをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 刑事告発等につきましては県の判断に任せるとしたところでございますが、笠間市の対応といたしましては、再発防止策として、令和7年10月8日に茨城県庁訪問の上、申入れを実施しております。

申入れ内容につきましては、認可の手續に伴い、事業者及び関係市町村との連絡調整を密に行う体制の整備の再構築、また2点目として、複数の職員による情報共有、上司によ

る進捗管理の徹底、3点目といたしまして、県による現地立会い時は関係市町村が同行できるような調整を行ってくださいと、笠間市から申入れを行ったところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） つまり、申入れを行ったということなのですが、そのたたき台となったものは、市の顧問弁護士と協議をした。まず、協議をした。公務員には、犯罪についての告発義務があるんですね。要するに、きちっと訴えをしなくちゃいけない。悪いものは悪いよしなくちゃいけないという義務があるんですね。

ただ、それは原則なのです。必ずしもということで、犯罪の重大性、犯罪思慮の、思慮と思うほうですね、の相当性、今後の行政運営に与える影響等を総合的かつ慎重に検討した結果、これらの理由に基づいて告発しない判断となっても本行為に違反しないといった判例、裁判例があると、ごく僅かな裁判例を引き合いにして、市は今のような考えになったということによろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 議員おっしゃられた裁判例等は我々も確認しておりますが、今回の事案につきましては県がそういう判断をしたことから、県のほうの判断に任せますという回答をしたものでございます。今後、また新たな動きがあれば、再度我々としても検討していかなくちゃならないと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 新たな動きという言い方、では県が今度告発したなら、笠間市も便乗します。県がやらなきゃ、やらない。県の行政と市の行政はどうなってるのですか、一緒なのですか。県が大で、市が小で、大は小を含む、何かそんなイメージなのですか、そこだけはっきりしましょう。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 茨城県と地方自治体、笠間市、市町村の関係は、いわゆる県と市町村の関係でございまして、今回の事案に関しましては許認可権を持つのが茨城県であることから、茨城県のほうで内部で、茨城県の内部でそういう判断をしたという認識でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） ですから、茨城県の判断がそうだったから、それでそれに順応して、同じように対応しますよということを言ってるんだと思うんですよ。県が訴えないんだから市も訴えませんよ、県が訴えるなら市も訴えます。

市は当事者ですよ、偽造された対象ですよ。それは、どんな意見書か、事前協議書か何か知りませんが、市の公印を押さなくちゃ駄目なやつですよ。そしたら、それは偽造ですね。それは、先ほど言ってるように、有印公文書偽造罪ということになると思うんですね。それは公務員によるということで、それは本来でいけば、原則となってま

すが、本来であれば告発をしなくちゃいけないということだと思うのですね。

これほど、自然社会が今、世の中自然の里山を守ろうとか、何をしようとかと言っていると、採石は物すごい規模の山を削る事業になるわけですね。形状も変わる。当然、何年も続くその事業にあっては、大型ダンプやトレーラーが要するに住宅街を走ったり、要するに住民が本来使用する道路を同じように走ったりするわけですから、いろいろな意味で許認可というのはデリケートな問題だと思うのですよね。

それを、いかがですか、今回テーブルにのせないわけだ。これだけの違反を、要するに罪を犯したんだけど、テーブルにのせないその理由が、県でやったことは県の認可だからということなのですね。

私たち市民は、皆さんに生命、財産、そういうのを守ってくださいよと預けてるんですよ。いいですか皆さん、山口市長から給料もらってるのではないですよ。我々も含めて、市民から頂いているのですよ、大事な血税で。だから、市民のために働かなくちゃいけない。

なのだけれども、何かどんどんどんどんどん狭くして、何か実害がなかったらいいのではないかみたいな話。最高刑10年ですよ、10年、10年もの、それは大罪とかどうかは別としても、そういう罪に対して実害がなかったからいいのではないかという発想は、たとえ県がしても、市はそうあるべきではないと思うのです。いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 一部繰り返しの答弁になるかとは思いますが、現在のところ茨城県のほうでは、まだ告発という時点になっていないというところがございます。また、県のほうでも、まだこれにつきましては協議中というところもあると聞いておりますので、県の判断が出た時点で、市も顧問弁護士の意見を聞きながら、市として対応してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 大項目1を終わりますが、最後にこれは、トカゲの尻尾切りと違いますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 我々が確認した事実ですと、標準処理期間に追われて事務を怠ったということでのみであると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） つまり、最初から最後まで、どの担当者、何かよく分からないけれども停職3か月になって、それがどんな扱いになるか分かりませんが、その担当者が単独で、最初から最後まで起こした罪であるということによろしいですね。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 茨城県からそのような報告を受けております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 大項目1を終わります。

大項目2に入ります。指名制度の役目についてを質問したいと思います。

小項目①市公共事業に対する指名制度の重要性について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 16番西山議員の御質問にお答えいたします。

市公共事業に対する指名制度の重要性についてでございますが、入札は一般競争入札と指名競争入札の二通りの入札方式がございます。本市におきましては、建設工事は原則条件付一般競争入札とし、そのほかの業務委託、物品購入等の契約につきましては指名競争入札等で執行してございます。

指名競争入札は、笠間市建設工事等入札参加業者選考規程に基づき、各担当課が入札参加資格審査にて登載された業者の中から選定しまして、笠間市建設工事等の入札参加業者選考委員会にて指名業者を審査し、決定しております。

指名制度の重要性でございますけれども、信用度、手持ちの状況、地域的条件、技術的適性、その他社会的要因などの基準を満たした業者を選定するため、提供される品質やサービスが確保されるものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） つまり、優良企業でなければならないというふうに受け止めますが、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 優良企業かどうかというような考え方もございますが、こういった先ほどの信用度、手持ちの状況、地理的条件、技術的適性、そういったものを勘案しまして選定しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 優良企業と言えないんですか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 企業の状況につきましては、私のほうの考え方は、私といたしますか、優良というのをどこまでを優良というのかあれなのですけれども、会社の状況によってそれぞれ違うところがあるのかなというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） では、優良企業とは言えないんですね。そういうふうに取りますよ。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 適正な企業というふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） まさにそうですね。適正な企業、適正企業の基準というのが、基準クリアする項目があると思っています。それをクリアすれば、それは適正であるというふうに認識すると思うんですね。

適正だということで、指名の対象になりました。今、指名のほうのお話ししますが、例えば指名の対象、指名業者として適正であるというふうになりました。なったということは、適正な業務を行わなくちゃいけないんですね。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 仕様書等とか、設計書に基づきまして、適正な業務を遂行するものだと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） ごめんなさい、今ちょっと飛んじゃってね。

指名はイコール業務を遂行する立場ではないから、指名をされました、入札が終わりました、落札しましたということですね。

落札するに当たっては、仕様書に基づいて対価を出して、札を入れてその金額によって落札ということによろしいですね。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） いずれにしても、優良企業というのは我々の側から見立てはそういうふうに見るのですけれども。でもそうではなくて、適正企業、公共工事を行う業者として適正、そういうふうな扱いでよろしいですね。

それでは小項目①を終わります。

小項目②笠間市建設工事等入札参加業者選考委員会の実務について、伺います。

実務ですから、どのようなことをやるのか、広く市民の皆さんに分かっていただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 笠間市建設工事等入札参加業者選考委員会の実務についてでございますけれども、笠間市建設工事等入札参加業者選考規定に基づきまして、一般競争入札の参加資格要件、指名業者の選考、指名停止等について審査を行っております。

一般競争入札につきましては、入札参加業者選考委員会において、個別ごとに参加資格要件等を決定してございます。また、指名競争入札につきましては、各担当課より推薦された指名業者の適否を、入札参加業者選考委員会にて決定してございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） そのときの事業、内容によって、担当課が変わりますよね。その担当課から、こういう業者が適正であるということで提示されるわけですね。それを指

名選考委員会、業者選考委員会の実務の中で、先ほど言った適正かどうか、要するに適否を判断していく。そこで外れる場合もあるわけですね。ありますね。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 指名業者の選考につきましては、入札参加資格審査を経まして、資格を有する業者の中から信用度、地理的条件、また社会的要因などを留意して判断して、結果的に外れるということも考えられます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） そうですね、そのとおりですね。

指名業者の中に、先ほど言った、指名入札の場合、委託という項目ありますね。委託業者についてですが、私の認識は、委託業務そのものが、市が笠間市、今回笠間市ね、笠間市が直営で行っても、直営、要するに市の職員が関わって直接その業務をやっていいというものと認識してるのですが、間違いありませんか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 過去の事例からいきますと、一般廃棄物の処理業者が突然辞めたということで、翌日からのごみ収集が困難になってしまった。そのときに市の職員が、市はパッカー車持っておりませんからトラックを持ち出して、市のトラックに、トラックだかダンプか分かりませんが、荷台のあるものを職員が運転をして、職員がボディーに積載したと、処理場に持ってきたという事例がありますが、これは市が直営してるあかしですね。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 市が業務をする業務だというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） では、実務について何うということなのですが、本来市が行ってもいいんですよというものを、民間の活力、民間の活性化のために、民間事業者の活性化のために、笠間市の発展のために、市があえて委託という項目で、名目で業者を選定してお願いします。それが、例えば5年契約であれば5年間、実に安定した職として、きちっとやっていただく、事業としてちゃんとやっていただくというような趣旨だと思うんですね。これは今お話ししてるように、適否、それから市が直接やってもいいよという、公が直接やってもいいよという、公の事業だよということを重ねてお尋ねいたしますね。

実務で、そういう審査をしました。適否という今、部長から答弁がありましたが、適当か否かということで適当だよという業者なのですが、この業者が不適切な業務を行った場合はどうなりますか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 不適切な業務の内容を行ったかについては、例えば契約につきまして、それを遂行しない場合は、それらについて履行をするように、こちらのほうで通達をするなどして履行を促しまして、それでも履行がされない場合は契約解除とか、そういった形になろうかと思えます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 私どもは市民の負託に応えるという、大きな大義を持っております。それは、市民が我々に託してくれたこと、あるいは笠間市に託していることが、正常に、公平に、公正に行われているかを含めてチェックする立場で私たちはいると思っています。

私たちは、政務活動費というものを頂いています。これは、政務に関する活動、要するに政治活動を行うために必要なものとして、費用として使っていていいよと、年間ということで決まっています。それを頂いて活動してるのですが、その一端として、このたび笠間市スクールバス健全運営調査ということで議員有志で行いました。もともと3者がスクールバスの入札に参加しているのですが、1者辞退してるんです。それも含めて、お手紙を書きまして、質問をしました。質問というのは、仕様書、先ほど言った仕様書に基づく質問。仕様書どおりやってるかなということ、私もちょっとチェックした。もうこれは、議員の調査権、それこそ権限です。

その権限に基づいて調査をしようということで、丁寧に書面をもって質問。で、質問に対して、またさらに再質問あるいは現地調査ということで進めてきたのですが、あえて業者の名前はお話ししません。なぜかという、大切な笠間市を担う宝物、子どもたちの送迎を、小中学生の送迎を行う業務だから、余計な不安をあおり立てるつもりはありませんから、あえて業者の名前は言いません。委託業者とでも言いましょうか。

委託業者に、現在2者ありますが、委託業者に質問を投げかけました。回答が返ってきました。仕様書どおり、こうやってますよと。そうですかと、では見せてくださいと言って現地を見に行ったのですが、どうも対応が定かではなく。やり取りなので、先方さんも書面で、書類を持って、こういうものがあって、写真の拡大したものを出して、こういうものが装備されてますよと。これは無線機、これ親機、本体どこにありますか、これは固定してませんよねというようなことをしながら、代表者がいないのでということで改めての日にちをしたいということ、これ配達証明受け取っています。

これ時系列で言いますと、5月27日に、こちらの質問書が届いています。令和7年、本年5月27日に届いています。それから現地を見たのですが、ちょっと曖昧な部分がありまして、6月7日にまた書面を送りました。さらには対応がないので、また書面を送りました。これは、これここ見えちゃうので、受け取り拒絶。

笠間市スクールバス健全運営調査議員有志の会というのが、一応仮の名前なのですね。事務局が、私どもの政務活動事務所併設してるのですが、受け取り拒絶ですよ。困りました

たね。我々議員が仕様書に基づいて、大事な子どもたちを送迎するバスの装備が100%完璧かどうかを調査したいということで申入れをしたが、無視された。受け取りもしてもらえない、困りまして、先ほど言った業者を推薦した担当課、担当課は学務課になるのかな。学務課にお願いをしまして、立ち会ってくれといったところ、結論としては見てると、学務課が見てると。見てます、確認してるからいいですか。いいでしょう。

結論って、もっと突き詰めていくと、どうも我々に現場を見せる、仕様書に基づいて、そういう対応をしてるかどうかというのを見せる義務がないというのです。それは、どういふことでしょうか。

いいですか。役所で直営してもいいこと、それを民間に委ねています。民間に委ねた途端、議員とは関係ないんだという、議会とは関係ないんだという。何億円もの公費を使用するわけですよ。どうですか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 先ほどの無線機の確認につきましては、こちら契約に基づきまして、担当課が履行確認と業務の履行確認ということで検査を実施しているところでございます。

先ほどちょっと議員がおっしゃった、政務活動費の中での調査というところの強制力というのは、ちょっと私、認識なくて大変恐縮なのですが、そこに強制力があるのかどうかというのはちょっと分かりませんが、こちらのほうにつきましては、もしそれがなければ、契約上の調査は、検査はしっかりとしております。ただ、そういった、つまり別の方が確認させていただきたいとなると、企業の、何ていうのですかね、判断になるのかなというふうに考えます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 困りましたね、笠間市は。笠間市の血税を使って、笠間市の大事な子どもたちを送迎するバスに問題があっちゃいけないだろうということで、情報を得た我々議会議員がその調査をしたいんだと申入れをしたところ、その義務があるかないかと法的な話。ここも、三権分立してないのですか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） こちら企業、そちらの企業委託業者が調査、そちらの、何ですかね、企業のほうに来庁しまして、それを見せてくださいというようなところに関して、検査以外の方法でということに関しましては、業者の判断になるのかなというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 分かりました。実務について、小項目②終わります。

それでは、小項目③同委員会の必要性についてということで伺います。

先ほどの部長からの答弁をいただくと、どうも選考委員会が、もしかしたら形骸化して

しまっているのかとも思われる。要するに、適正だとか、優良とは言わないにしても、誠実な業者であるということであったわけですが、今の答弁でいくと全く違いますよ。それも、業者の権限みたいな話で。我々、議会議員ですからね。議会議員に対して、現地を、例えば走行中止めて、ちょっと待ってくれ中見せろ、こんな話ではありませんよ。都合に合わせて、装備をされているものを見たいんだということをお願いしています。

要するに、必要性について伺うということで、あえて副市長が、委員長というかな、会長というかを務める選考委員会に対して、要望書を提出しました。その要望書を提出したのが、受け取ったのが、今年10月16日です。書面でいただきました。11月13日付の回答書。回答、実は回答というのは3行、担当課から、弁護士相談で明らかになったように、業者に議員からの調査に応じる義務はないとのことでありということ、議員からの調査に応じるように依頼することはできません。

指名を選考したこの人たち、この会社ではなくては駄目なんだということ、絞って絞って絞って決まった業者なのですよ。でも、その業者に対して義務はないと。どういうことですか。だから、必要性についてどうですか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） こちらのことにしましては、法令等に照らし合わせまして、義務がないというような御回答でございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） このことはこれだけ質問してやり取りをすれば、意味は分かるでしょう。我々議会が、議会の者がどういう扱いをされているかということ。

これ分かると思うのですが、これ委員会は、なぜ市長が委員長になれない、ならないのですか。やばな質問だけれども。

○議長（畑岡洋二君） 副市長近藤慶一君。

○副市長（近藤慶一君） お答えいたします。

市長は、選挙で選ばれる方ですから、そういった利害関係の絡むような仕事については、事務方でやるということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 100点なのでしょうけれども。100点なのでしょうけれども、要するに権限は集中しているわけですよ。山口市長に、全ての権限。その権限者が、委員会の中でこうやって見ていたら、それは自分の近い人、あるいは自分に関わりのある人、それは選挙と言った、今。選挙でお世話になった、例えば後援会長がいて、後援会長の親族が経営する何ちゃらだとか、同級生が経営する何とかだということになってしまうという疑念が生まれるから、市長は委員長になれないのでしょう。そういうことでしょうか、それそこだけはっきり。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） そのとおりでございます。

○16番（西山 猛君） そうなると、今、前段で、1番目の質問者で大関議員が質問しましたが、合併20年、20年間同じ長が、同じ長がずっと実権を握っているということになりますと、どうもいろいろな疑惑、疑念が生まれます。これ致し方ないこと。

これは、多選批判をした県知事選挙、あの時の思いを考えれば、今、市長は多選という考えはないのですか。市長にお聞きいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長、どうされますか。

西山議員、お続けください。

○16番（西山 猛君） 権限が集中してるから、こういう問題が起きるんです。だからその権限について答弁を求めている。多選批判というのはどういう意味ですか。

○議長（畑岡洋二君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 多選のことについては質問通告がございませんので、いたしません。

我々は、事務処理は適正に行っております。

○議長（畑岡洋二君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 事務処理が適正ではないから、調査は始まったんですよ。そして壁は、弁護士に相談してできないとか何とかということで、終わってるわけです。それを言ってるんです。だから、それは権限が一つになって強過ぎてるのではないですかということ言ってるんですよ。

○議長（畑岡洋二君） 時間過ぎておりますので、申し訳ないんですけども。

○16番（西山 猛君） 答弁、最後答弁。

○議長（畑岡洋二君） 時間が過ぎておりますので、これで一般質問は……。

○16番（西山 猛君） 答弁だって、議長。答弁。

権限が一つに強過ぎるのではないかということ言ってるんです。長年、その答弁だけくれ。違います。そうです。分かりません。あるでしょう。議会をあまりにも愚弄してるよ。

○議長（畑岡洋二君） 時間が過ぎておりますので、これで16番西山 猛君の一般質問を終わりにいたします。

○16番（西山 猛君） 答弁だって。

○議長（畑岡洋二君） 先ほどの答弁と同じことだと思いますので、市長へされるのであればお願いいたしますけれども、いかがでしょうか。

○16番（西山 猛君） 議長に任せますと言ってるのだから、答弁させろよ。

○議長（畑岡洋二君） ということで、一般質問これで終わりにしたいと思います。

○16番（西山 猛君） 議長、答弁させろ。答弁したいだろ。答弁。

○議長（畑岡洋二君） すみません、戻したいと思います。

では、市長山口伸樹君、お願いいたします。

○市長（山口伸樹君） 私としては、しっかりと事務処理を適正に行って、業者の選定含めて行っているということで判断しています。

○議長（畑岡洋二君） 以上で16番西山 猛君の一般質問を終わりにいたします。

ここで13時まで休憩いたします。

午後零時12分休憩

午後1時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

18番大貫千尋君が退席いたしました。

11番林田美代子君の発言を許可いたします。

〔11番 林田美代子君登壇〕

○11番（林田美代子君） みんなが心配してくださって、ありがとうございます。頑張ります。

○議長（畑岡洋二君） 進めてください。

○11番（林田美代子君） 11番日本共産党の林田美代子です。議長の許可が下りましたので、一問一答方式で質問いたします。

早速、大項目1、安定した水道水の供給を、水道の断水を二度と起こさないために入りまます。今回の質問は、第3回定例会の質問に対する答弁を踏まえて、そこで明らかになったこと、1、8月9日の水道断水の原因、2、水道の断水を二度と起こさないために対策の二つを主に確認することです。

私たちは8月9日の断水は、水道の安定供給を維持するための安全性が著しく低下した状況の下で発生したのではないかと推測しています。その根拠は、前回の答弁を踏まえると、次に三つあります。

第一は、水道のある施設の一つの機具の故障がストレートに断水発生につながったと考えられることから、配水地の水位調節をうまく機能していなかったか、あるいは故障した機器の代わりの機器が速やかに起動しなかったなど、お互いに補いあう設備の安全機能が働かなかったこと。

第二、これがもっとも大切なことだと思うのですが、市民の通報があってから、初めて復旧に対応していたこと。水道施設の機器の故障をすぐ発見するための24時間監視が、実施されていなかったこと。

第三、断水が発生した配水地区位置が一部に限られてと推定することから、その区域の、配水管の網の目上に設置されていないことです。

以上の三つのうちの一つでも働かなければ、断水は避けられることのないと考えられます。同時に、以上の三つが水道の安全性を高めるための今後の課題となると考えます。市

民の命や社会、経済構造を支えるため、また地域防災対策のために、かけがえのない水の安定供給は不可欠です。

しかし、私たちは断水当日に、水道の施設の実際はどのようなことが起きていたのか、全く不明です。何が起きたか分かりません。はっきりさせることが大切です。これからそれを確認するために、少し細かく質問してまいります。

小項目①に移ります。前回の回答では、断水の当日、機器の故障が発生していたとのことでしたが、詳細は不明でした。

8月9日の断水が発生したときの機器の故障の状況を具体的に伺います。水道のどの施設が、故障した機器の名称や機器の働きは何か、機器のどの部分が故障したのか、故障したのがいつ頃か、故障によってどのような断水につながったのかについて伺います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 11番林田議員の御質問にお答えいたします。

8月9日土曜日の断水につきましては、宍戸浄水場の配水ポンプの稼働停止を指令する機器である圧力伝送器が故障したのが原因でございます。圧力伝送器は、配水区域内の水道使用量によって変動する水圧の状況に応じて、ポンプ3台の稼働を制御するものであり、安定した水を供給するために必要な機器でございます。

故障したのは、7時頃でございます。

当時はポンプ2台が稼働しておりましたが、使用水量の増加により本来であれば3台目のポンプが稼働するところでありましたが、圧力伝送器の故障によって3台目が稼働しなかったという状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） さらにお聞きしますが、機器の故障の原因は何でしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 機器の故障は、施設が老朽化していたものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 機械の老朽化は避けることができません。大事なことは、故障の影響を人力、つまり維持管理によって、いかに最小限にとどめるかです。

前回は、職員が手動で復旧したと答弁されていますが、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。どの施設の、どのような機器が、どのような作業で復旧したのか、お尋ねいたします。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 圧力の伝送器が故障したものですから、本来自動でポンプが圧力が下がれば動くものですが、自動で動かないものですから、職員が直接現地に赴きまして、まず自動で動かないものですから手動で切り替えて、圧力が元に戻ったのを確認いたしました。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 故障の状況とその影響について、分かりました。

次に、小項目②に移ります。8月9日の断水の状況については、はっきりさせる必要があります。そうでなければ、断水を防ぐ対策につながることはできないからです。

1、八雲一丁目も含めて、断水が発生した給水地域、そして発生した時間帯、発生した住宅の件数は、どのようになっていましたか。2、把握しているのであれば、それをお伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） まず、断水した区域についてでございますが、宍戸浄水場の配水エリアの各水道管路の先端、もしくは末端部に当たります地区としては、八雲地区、友部駅前、東平、旭町の4件が断水したと確認しております。断水した4件につきましては、市役所宿直への通報がありましたので、分かったものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 予想したより断水地域が狭かったことで、安心いたしました。

次、小項目③に移ります。水道は、私たちにとって大切な、非常に大切な社会の基盤ですが、その割には、どのような仕組みで各家庭の蛇口まで水が届けてられているのかわかりません。ホームページで開いても、そのような記事は検討見当たりません。この機会を使って、少しでもその仕組みに近づけることができれば幸いです。

笠間市水道事業経営戦略改訂版によりますと、友部地区に4基の配水池が設置されています。配水地の役割の一つに、事故時に給水量が不足しないよう注水する役割があります。

質問項目は、1、機器の配水池のそれぞれの配水系統と給水地域は、どのようになっているか。2、配水池を経由しない、直接、配水ポンプにより直送する区域はあるのか。3、それはどの区域が、断水が発生した配水区域にどのように配水されているか、配水池は経由しているか、三つについてお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） まず、友部地区の配水系統と配水区域でございます。

友部地区には、平町にあります宍戸浄水場から配水している区域と、潤沼川浄水場から南友部の高区配水地と、低区配水池、こちら配水地を経由している区域、3区域全部でございます。高区配水地は、主に常磐線の北側に配水しておりまして、小原や上市原、南友部や大田町などに配水区域としております。低区配水池は、鴻巣と東平の一部に配水をしております。残りは、友部地区全て宍戸浄水場からの配水ということとなっております。

今回断水した4件につきましては、全て宍戸浄水場からの配水となっております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 水道水が運ばれる仕組みの一端が分かり、一滴の水もおろそかにできないと思いました。

次に、小項目④に移ります。8月9日の断水では発生した市民の通報があつて、初めて市の職員が施設へ駆け込み、復旧作業をしていますが、それでは遅過ぎます。機器の故障発生に、発見したら直ちに対応する必要があります。

なぜ、水道各施設の常時監視が行われていなかったかと思えます。見解を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 市内の水道施設では故障や異常の発生を感知した場合に、水道課の職員に直接警報が届く常時監視、24時間の監視をしております、警報システムを導入されております。

しかし、8月9日の宍戸浄水場につきましては、通常400キロパスカルの水圧が340キロパスカルに低下した場合、次のポンプが自動で稼働するところ、先ほど申し上げました、圧力伝送器が故障によりましてポンプが稼働がしなかったという状況でございました。

警報システムにつきましては200キロパスカルまで低下しないと今、発報がされないということもありまして、今回、すみません200台ですね、200台のパスカルまで低下しないと警報が鳴らないという仕組みになっておりますが、今回警報システムより早く市民からの通報がありましたことから、職員が速やかに対応したというものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 再発される対策を至急検討することが求められています。

次に、小項目⑤に移ります。2019年笠間市水道事業第2次基本計画書から、友部地域の水道施設の設置状況を見ますと、受水施設や中継ポンプ場、浄水施設、配水施設、増圧ポンプ施設などがあり、そのほかに導水管、送水管、配水管など管路があります。そして、それらを監視制御する監視装置とたくさん施設が設備されて、しかもそれらは24時間稼働しています。

一方、組織体制を見ますと、水道課の水道施設の維持管理を担う施設グループには3人が配置され、工務グループも3人が配置されています。また、浄水場の維持管理は、民間に委託されています。

施設グループの3人は、少ない人数でどうやって施設の維持管理してるのだろうかと思儀に思いますが、そこところで質問ですが、水道施設の維持管理において、市の職員と民間委託業者との業務分担はどのようになっているか、具体的に伺います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 水道施設、様々な施設がございます。施設全体の維持管理は包括管理委託といたしまして、外部委託をしております。

業務内容は日常点検と運転管理などであり、異常が発生した場合には水道課の職員に連絡するという業務になっております。

水道課職員につきましては委託業者と連携をして、施設の故障や異常への対応に当たっております。また、機器の故障により警報システムが鳴った際は、直接市の水道課の職員

に届きまして、即座に対応できる体制を整えております。

水道課の職員は正職員3名で施設管理を担当しております。警報はこの3名の携帯電話に届くということとなっております。担当職員は、通常1名が現場のほうに対応いたしまして、その状況に応じまして人数を増やして、3人体制の中で業務を行っております。ただ、またあと3人ということですので少ない体制ではありますが、ほかのグループ等水道課全体で対応しているというところがございます。仮に、また担当職員が現場近くにいないなど、そういった場合あるかと思いますが、そういったときも水道課の職員の別の職員が対応したりとか、そういったことで対応しています。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） それは事前にもお聞きしてましたので、よく理解ができました。ありがとうございます。

小項目⑥に移ります。今回の断水発生の原因ははっきりしていると思いますが、その対策のために、相当の時間と費用が求められます。簡単なことではないと考えます。

現時点での、断水再発防止対策は、どのように検討、実施していますか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 原因であります浄水場、宍戸浄水場は、建築から48年という長い年月が経過しております。かなり老朽化が進んだ施設であります。このことから、令和3年度より新しい浄水場の建設を進めてまいりました。現在、新旧施設の運転切替えを行っております。来月には運転の切替えが完了する予定となっております。

これにより、施設が新しくなるというところで、今回のような断水の再発防止につながると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 配水の水圧が高過ぎると老朽化した配水管の漏水の原因になったということは、よく分かりました。

次に、小項目⑦に移ります。友部地区の宍戸浄水場は、間もなく新浄水場などの新施設に生まれ変わり、供用されます。老朽化した施設は更新され、新しい水処理施設も追加され、より維持管理に注意力が求められると思います。

断水を発生させないための施設の安全性の向上対策はどのようなものですか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 新宍戸浄水場につきましては、旧宍戸浄水場と比べまして高機能のポンプなど導入していることによりまして、機能が向上して、これまで以上に安定した水道水の供給が可能になると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 今度の断水で一番問題になったのは、水道施設の維持管理体制です。幾らA Iが発達しても、最後に頼りになるのは人間の力です。水道施設の常時監

視のために、交代制勤務など勤務体制の確立が不可欠だと思います。

市職員など、勤務体制はどのように整備されていますか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 水道課長古木 滋君。

○水道課長（古木 滋君） 職員の勤務体制ですが、我々正職員はカレンダーどおり、月曜から金曜までの勤務でございます。

しかしながら、外部委託している業者は、土日祝日含めて日常点検と運転管理をさせていただいておりますので、また24時間監視の常時警報システムがございますので、それらを利用して維持管理に当たっているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、小項目⑧に移ります。これまで友部地区に限って質問してきましたが、岩間、笠間地域の水道施設の維持管理体制も気になるところです。

岩間地区には地下水取水施設、浄水施設など、友部地区とは変わらない水道施設が整備されており、笠間地区は県水を受水する配水施設などが設置されています。これから水道施設を24時間休みなく維持管理することは、大変な仕事だと思います。

両地域の維持管理体制はどのようになっているか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 笠間地区と岩間地区の維持管理体制につきましては、友部地区と全く同様でございます。

日常点検等運転管理は外部委託をいたしまして、施設の故障や異常発生時は、水道課の職員が即時対応できる体制を取っております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 小項目⑤でも取り上げましたが、維持管理に担う施設グループは配置職員数が3名で、1日に8時間の勤務、週5日年次有給休暇が、休暇を取りながらどのように水道施設を24時間維持管理しているのか、想像できません。

時間外勤務の状態になるような、職員の過重労働になっていませんか。増員が必要ではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（畑岡洋二君） 水道課長古木 滋君。

○水道課長（古木 滋君） 職員は、日中は通常に事務をやっております。しかしながら、漏水ですとか故障ですとかがありますと、そちらを優先して事務に当たっておりますので、場合によっては、昼間の事務作業が夜時間外勤務をすることはございますけれども、土日は比較のお休みも取れてますし、有給休暇も消化できておりますので、その辺りは3人で交代しながらうまくやっております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） とても努力してることだと思って、ありがとうございます。

断水と事故の起きない安全性の高い施設の維持管理が求められています。

次に、小項目⑨に移ります。8月9日の断水では、市民が電話で通報したにもかかわらず、市民は直接市庁舎に赴いて、やっと担当課につながる体制になったということでした。通報を、対応する不備が起きていましたが、水道経営の信頼性を損なわないように、これからもお願いしたいと思います。

一般的に、水道水はどのように家庭の蛇口まで送られているのか。その仕組みについて、市民の知識や関心が高くないという現状があります。

市民の知識、関心の低さの解消、信頼回復を目指して、断水の原因と今後の対策など、今回の断水について説明を関係給水区域にするべき、地域にするべきと考えます。見解をお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

○上下水道部長（植本純平君） 8月9日の断水につきましては、区域の特定に努めまして、説明に伺いたいと思っております。

また、このような断水した区域の皆様には、通常のお知らせといたしましては水道課のマイクつきの広報車を利用して断水のお知らせをするというようなことを取りますが、8月9日の断水につきましては復旧までに短時間で対応できたということもありまして、マイクつきの広報車でのお知らせには実施には至りませんでした。

今後このような断水が発生した場合についても、マイクつきの広報車の利用のほか、必要に応じて防災無線やSNSでのお知らせを準備しまして、速やかな広報、お知らせに努めてまいります。また、今回の断水につきましても、どういった経緯であったかということもお知らせ、それから回覧板等々お知らせいたしたいと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 今回、断水を防止するために関連した問題について質問してきましたが、最後に要望をお願いしたいと思います。

2019年水道事業第2次基本計画では、経営上の課題とまとめの一つとして人材育成と確保を設け、職員数の減少に伴い、研修による人材育成の確保及び技術の継承と課題を挙げています。また、2020年の笠間市水道事業経営戦略改訂版では、経営の基本的方針の中の経営課題として、熟練職員の減少に伴う技術力の低下にどのように対応していくのかと述べています。また、水道事業の概要、組織のところについては、職種は事務系のみであり技術系職員はいませんと、技術の固まりの水道事業に技術系職員が雇用、配属されていないという、意外な事実が書かれています。これらの文章の中に、水道に断水を発生させない、安全性の高い施設に維持するための施策の方向を見つけることができませんでした。

一つは、技術系の職員を雇用、配置することです。事務系職員では優秀な方でも、研修等により人材育成の確保及び技術の継承には、時間がかかります。電気、機械、あるいは衛生工学などを取得した技術系の職員を雇用することが早道です。

二つ、特に維持管理を担当する施設のグループの職員定数を増やすことです。職員定数が少なければ、新しい人材の導入や研修が難しくなります。技術の継承も止まります。技術力を上げることにもつながります。水道事業は、高度に専門的な知識や技術が必要な仕事です。

ぜひ、費用を惜しまず、人材の確保を実行することを要望します。

要望して、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 11番林田美代子君の一般質問を終わります。

ここで13時45分まで休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時45分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番川村和夫君の発言を許可いたします。

〔5番 川村和夫君登壇〕

○5番（川村和夫君） 公明党の川村和夫です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式にて一般質問を行います。本日の私の質問は、大項目1、笠間市の中小事業者支援について、大項目2、笠間市の子宮頸がんワクチン接種について、大項目3、笠間市立図書館の事業についてです。

それでは、大項目1、笠間市の中小事業者支援についてです。

中小事業者は、地域経済の土台を支える大切な存在です。笠間市の活力を生み出すのは、地域で頑張る小さな企業やお店であり、それぞれ1事業者ごとが元気であってこそ、雇用も、まちのにぎわいも生まれてきます。

市内の中小事業者は、人口減少や物価高騰、消費構造の変化など、かつてない厳しい環境に直面しています。この状況を乗り越えるには、事業のライフサイクルごとに切れ目のない支援を行うことが不可欠です。そうした中で、笠間市としては、創業期、成長・安定期、事業承継期とそれぞれの段階で切れ目のない支援が求められると考えます。今回はこの三つの段階ごとに、改めて取組、内容、その事業の成果と課題、そして今後の見通し等について、伺ってまいります。

小項目①創業期の支援についてです。

笠間市では創業期の支援事業はどのような事業があるのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 5番川村議員の御質問にお答えします。

創業期の支援面についてでございますが、笠間市独自の支援メニューといたしましては、経営、人材育成、販路開拓、財務等、創業に必要な知識やスキルの習得を目的とした創業塾の開催や、店舗の新築改装等の工事費、設備費用と操業に係る費用の一部を補助する創

業支援補助事業等を実施しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） その中で、創業塾の令和6年度、令和7年度の創業塾の参加者数、うち市内で創業している人がいるのかどうか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 創業塾の参加者数、創業者数についてでございますが、令和6年度の参加者が42名、うちで市内で創業された方は7名でございます。令和7年度の参加者は21名、本年度の参加者の創業はまだ把握できておりませんが、平成27年から令和6年度までに創業塾を受講された方の創業件数は53件、この中には市外での創業と既に創業済みの方18名も含まれております。

創業の件数53件となっておりますので、創業塾を受講された方の創業率は26.1%となっております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 高い創業率だと思っております。

また、創業支援補助金のお話がありましたけれども、令和6年度、令和7年度の実績やその他の支援事業で実績がありましたらば、お答えください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 創業補助金の実績、その他の支援の実績といたしましては、市のほうで把握している令和4年から令和6年度までの実績として答弁いたします。令和4年度が3件、菓子小売業が2件と喫茶店が1件でございます。令和5年度は3件、飲食店、美容室、持ち帰り飲食サービス、令和6年度は2件、持ち帰り飲食サービスと食料品の小売となっております。また、友部駅前地区の活性化を目的とした同地区での創業対象とした創業補助につきましては、令和4年から令和6年度までで2件、女性を対象とした創業補助につきましては、令和5年から令和6年までで4件に補助金を交付しております。

創業期における他の支援事業といたしましては、笠間市独自の支援ではありませんが、創業塾受講者は市が証明書を発行することで、法人登記の登録免許税の減免、新規開業資金融資の貸付利率の引下げ措置等、創業に係る優遇措置を受けることができます。平成28年から令和7年までの証明書の発行件数は、33件となっております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） それでは、それぞれの創業期の支援の事業の具体的な成果、実績は、今のお答えしていただいたとおりなのですけれども、評価はどのようになさってるでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 事業評価についてでございますが、創業時期につしまし

ては、笠間市創業支援事業計画において、受講者の20%の創業を目標としておりますが、先ほど答弁したとおり、令和6年度末で26.1%となっているから、一定の効果があるものと評価しております。

創業支援補助金につきましても例年想定を超える件数の相談があり、交付実績も一定数あることから、創業を検討する方にとっては、笠間市の制度はとても活用しやすい効果的な支援であると考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） いい評価と踏まえまして、創業期におけるこの支援事業の課題はどのようなものがあると思うか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 事業の課題でございますが、創業支援補助金につきましては市内全域での創業者を対象としており、目的としている商業の振興によるにぎわいの創出がまだ十分ではないということと、創業における空き店舗の活用など地域資源を十分に活用できていないことなどが課題となっているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） そのような課題を踏まえまして、令和8年度に向けて既存の支援事業の改善や新しい施策について、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 既存事業の改善や新しい施策についてでございますが、人口減少や少子高齢化を背景に社会経済情勢が急激に変化する中で、将来にわたり成長、発展、持続するまちづくりを進めるためには、新たな活力を生かす取組が不可欠であると同時に、限られた資源や財源を効率よくかつ効果的に進めることが重要であると考えております。

このようなことから、これまで取り組んできた支援事業を継続するとともに、創業振興によるにぎわいを創出するために、より高い効果を見込める地区や業種の創業に対して重点的に支援する施策、空き店舗等を積極的に活用する施策の検討を進め、笠間市における創業期の支援の強化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 選択と集中を図っていただいて、創業期は土台となる時期なので、ぜひよりよい充実を図っていただくことが、小項目②に行きますけれども、次のステージへの助走となると思っております。

小項目②、次のステージである成長・安定期の支援についてですが、支援事業にはどのようなものがあるか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 成長・安定期の支援メニューについてですが、様々な経

営課題を解決するための支援の最初の窓口として、産業活性化コーディネーターが市内の企業訪問を行っているところでございます。また、笠間市独自の支援メニューといたしましては、中小企業等販路拡大支援事業、人材確保支援事業のほか、金融支援としての自治金融による保証料補助事業等を実施しているところでございます。

本年度より、地域における新たな担い手の確保を向け、外国人材の活用を積極的に取り組むため、笠間市外国人材支援センターを開設し、事業者が抱える外国人の雇用に関する不安や課題解決に向けた支援を実施する等、中小企業における経営の安定、経営力の向上、人材確保と育成の支援を行っておるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） その中で、産業活性化コーディネーターの方が1名、毎日活動なさっていると思うのですが、私もそれは重要と考えてまして、その事業の結果や成果はどのように捉えているのですか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 令和6年度の数字になりますが、産業活性化コーディネーターの事業実績についてでございますが、地域の事業者の経営力を強化するため、各企業を訪問し、支援機関と連携した支援を実施しております。

令和6年度における訪問企業数は74事業所、延べ335回となっており、主な支援内容としては、資金調達に関する事、経営力向上に関する事、販路拡大に関する事等に対する支援を行い、おのおのの各専門機関のほうにつなげるという業務を行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

支援事業の中で事業者ごとにいろいろな課題があると思うのですが、その中でどんな課題が多いか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） コーディネーターの活動の中で事業者から挙げられる課題としては、各種開発の資金、運転資金獲得の支援等の資金調達に関するものが最も多く、次いで生産性向上、事業所経営、企業マッチング等の経営力向上に関する事、人材確保に関する事、販路拡大に関する事などが、事業者の課題として多く聞いておるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） そうしますと、具体的にその課題解決するための支援は、どのようにされているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 具体的に支援につきましては、各種開発資金、運転資金獲

得支援等の資金調達に関することについては、コーディネーターから企業に対して各種補助金、国県等の補助金、助成金の情報提供を行うとともに、茨城県が設置するよろず支援拠点、また商工会と連携し、補助資金申請の手續の支援なんかなどを行っているところでございます。また、経営力向上や販路拡大における企業マッチング等につきましては、コーディネーターによる事業者紹介、調整または展示会商談会等の情報提供を行うことで、企業の経営力向上や販路拡大の支援を行っておるところでございます。

人材確保に関することにつきましては、ハローワークのほか、市の外国人材支援センターまたは茨城県の外国人材支援センターとの連携をすることで、外国人材の確保等のセミナー等の案内をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ほかのデータからすると、販路拡大や売上げ増加という課題も多いというふうなデータとか、アンケートの調査の結果を見ているのですけれども、それぞれの笠間市としてはいろいろな課題が多かった課題に対して、例えば創業塾のメニューに加えて、今後、創業を予定している方々や創業塾の受講者に還元して、将来想定される課題への対応力とか、創業して今後の経営力アップにつなげることも重要と考えますが、担当部としてのお考えをお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） それにつきましては、創業塾を受講され市内で創業された方などを、今年度より創業塾の講師とかコーディネーターとして活用させていただくところで、創業される方の課題や心配や不安などを解決するような施策を行っていきたくと考えているところです。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 私も事業所を回るの好きなので、いろいろなところを回らせてもらうと、やっぱり事業者ごとの売りを見つけるというのが一番大切な支援なのかなと思っております。

次元は違いますけれども、笠間市というのは栗を付加価値化して、なおかつその販路開拓や拡大のノウハウを持っていると思うのですね。なので、幅広い事業者への支援ができると私は思っています。

また、金融機関や専門機関が、商談会やビジネスフェア等を開催しています。そのような情報を提供するなど、販路開拓や拡大の機会の提供をする新たな支援を担当部としてはお考えがあるのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 議員おっしゃられるとおり、栗で起業される方、市内でどんどん増えてきている状況でございますので、ある一部、栗と栗のブランド化というのが市の産業への活性化にもつながっているものなのかと考えているところでございます。

販路拡大に対しての市の支援につきましては、コーディネーターによる展示会、商談会の参加促しや、笠間市独自の支援事業として、市内中小企業者を対象に展示会、見本市及びフェアへの出展の費用、また販路拡大を目的するホームページやSNSの作成、改修などの一部を補助することで、事業者の販路を開拓拡大の支援を行っていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。より充実した内容のある支援を行っていただければ、販路拡大においての問題解決になるのかと思います。

次に、小項目③事業承継期の支援についてです。

事業承継期の支援事業はどのようなものがあるか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 事業承継期の支援メニューについてでございますが、まずは事業者の潜在的なニーズの掘り起こしと、早期に専門機関に引き継ぐことが重要であると考えていることから、本年度は市内の中小企業、小規模事業者における事業継承に関する考え方や課題の把握、支援のニーズを把握することを目的に、7月から8月にかけて事業承継に関するアンケートを実施しております。

アンケートの結果を踏まえ、9月より商工課職員と産業活性化コーディネーターによる企業の訪問、ヒアリング等を実施しまして、必要に応じて、事業承継・引継ぎ支援センター等の専門機関への取り次ぎ、または自治体の個別相談会やセミナー等の案内をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 昨年度の事業承継の相談会を11月に開かれたのですけれども、その結果をお聞きしました。

今年度も事業承継相談会が実施されてますけれども、その事業承継相談会の結果についてお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 相談会の結果についてでございますが、本年11月18日と21日に、事業総経引継ぎ支援センターと連携し個別相談会を開催したところ、2事業者からの参加がございました。いずれも、個別訪問、ヒアリングの結果、市から相談会を案内して、参加していただいております。

また、個別訪問、ヒアリングの結果、早急な支援が必要と判断した事業者に対しましては相談会の案内だけではなく、直接事業承継・引継ぎ支援センターへの取組を実施し、専門家による事業承継支援を開始した事業所が、ほかに3事業所ございます。

相談会の参加事業者といたしましては、不動産賃貸業の方が1件、小売業の方が1件、支援センターに取り次いだ事業所といたしましては、テナントの事業をやっている事業者、

その他の事業、あとは塗装業の方をセンターのほうにおつなぎしているところがございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） やっぱり、事業承継・引継ぎセンターにファクスで相談を持ちかけるよりも、やっぱり産業活性化コーディネーターと職員の方が帯同してやったほうが、やっぱり面体面で信頼性とか、相手方はやっぱり不安に思っている部分があるので、ぜひ面と面の面談を増やしていただいて、掘り起こしをしていただければと思います。

事業承継期の今後の支援についてなのですけれども、新しい支援や仕組みづくり等について、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 事業承継に関する今後の支援についてでございますが、これまでも取り組んでいた事業者に対する事業承継の啓発を、引き続き推進してまいります。これはすぐ結果が出るものではないので、きちんとコーディネーターと我々が伴走支援をして、こつこつと引き続き推進してまいりたいと考えております。

また、本年実施したアンケートや個別訪問によるヒアリングの結果から、事業者によって事業承継に対する危機感や関心にばらつきがあるものの、潜在的なニーズをある一定程度あると推測される一方で、事業承継は事業者にとって非常にデリケートな問題でございまして、事業者側から声を出しにくいという側面があることから、市による個別訪問の実施と支援する側から積極的にアプローチすることで、潜在的なニーズの掘り起こしの強化してまいります。また、引き続き、関係機関との連携による支援体制やセミナー等の参加を通して、市職員の資質向上を図ってまいりたいと考えております。これ、セミナーをやっても同じ市内の方だと来ないというところもあるので、コーディネーターと市の職員が伴走支援をしていきたいというふうなことを特に重要に考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 事業承継はデリケートなので、やっぱり個別に、周りに見えない、守秘義務を守りながらというのが大切だと思います。私も切れ目のない地元事業者の支援のために、情報提供や質問を通じて充実を図ってまいりたいと思います。

以上で大項目1を終わりました。大項目2、笠間市の子宮頸がんワクチン接種についてです。

子宮頸がんワクチン定期接種率のさらなる向上や教育現場での啓発向上について、公明党笠間市議会として要望書を市長、教育長に提出させていただきました。その上で、質問をさせていただきます。

小項目①キャッチアップ対象者の接種状況・課題・評価についてです。

キャッチアップ制度は令和7年3月末、令和6年度末をもって制度終了となる中、キャッチアップ制度の内容。笠間市での対象者、接種状況、笠間市として把握している接種が

伸び悩んだ要因、課題は何か。その課題に対して、これまでどのような働きかけ、対応を行ってきたのか。そして、現時点でのこの事業をどのように評価してるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 5番川村議員の御質問にお答えをいたします。

HPVワクチンのキャッチアップ接種でございますが、これはHPVワクチンの積極的な勧奨が差し控えられておりました平成25年度から令和3年度の間定期接種の対象であった方の接種機会を提供するもので、令和4年度から令和6年度にかけて行われました。

対象は、平成9年度から平成19年度生まれの女性であり、接種状況は、令和4年度が延べ456回、令和5年度が延べ418回、令和6年度が延べ1,207回となっております。また、昨年度のHPVワクチンの出荷状況等を踏まえまして、キャッチアップ期間中に1回以上ワクチンを接種された方について、残りの接種を令和7年度に限り可能とする経過措置が設けられておりまして、対象者は408名となっております。

課題といたしましては、キャッチアップ接種対象者に対して個別通知やホームページ、SNS等による接種勧奨を行ってまいりましたが、過去の接種後の症状に関する報道等による接種への不安、それから将来のがん予防のための予防接種の必要性が十分に伝わっていないことなどから、他のA類疾病と比較すると接種が進まないことなどが挙げられております。

しかしながら、キャッチアップ接種の最終年度でもあった昨年度の接種者の数は、令和5年度の約3倍であったことなども踏まえまして、接種希望する方が接種可能な体制を構築できていたものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 先ほどの課題は不安とか必要性の欠如のことなのですが、それをどのように働きかけ、対応を行ってきたのか、もう1回具体的に御説明願いますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） こちらは、接種勧奨とともに、やはりそういった不安要素を軽減できるような周知を併せてやってまいりました。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。現状は、そのことだということが分かりました。

その中で、今の答弁の中で、キャッチアップの経過措置対象者が408名とあったのですけれども、これ本年度接種状況、これ3回しなくちゃならないのですけれども、どういう状況なのでしょう。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） その408名に対する接種状況でございますが、キャッチ

アップ接種の経過措置対象者、今年度、転出者を含みますが、10月末現在で3回の接種完了者が146名、2回まで接種完了している方が148名、1回接種完了者が111名となっております。昨年度末における駆け込みでの接種者が約200名であったことから、今年度末までには3回接種408名の方、合計で405名でありますけれども、転出を含んでおりますので、ほぼ全員の接種が見込めるものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。現状は分かりました。

それでは次に、小項目②女子の定期接種についてです。

令和7年度からは、小学校6年生から高校1年生のみが新規の定期接種対象となります。厚生労働省の資料では、生まれ年度別の累積初回接種率は、中学校1年生修了時が25%、高校1年生時点で約50%と、依然として低い状況にあります。

そこでお伺いします。笠間市の定期接種の内容や対象者、定期接種の告知方法は、現在どのような手段、タイミングで実施しているのか。また、最新の接種状況を把握しているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 女子の定期接種についてでございますが、HPVワクチンの定期接種の対象者は、小学校6年生から高校1年生相当の女子となっております。

周知方法といたしましては、定期接種の対象となる小学校6年生の4月に、予診票と国のリーフレットを同封して、個別通知をしております。また、接種の最終年度となる高校1年生の未接種者には、夏頃に個別勧奨はがきを送付しております。そのほか、市のホームページの周知と併せ、接種を受けやすい夏休みの時期などに学校のアプリやSNS等を活用した周知を行っております。

次に、接種の状況につきましては、ワクチンの接種種類や、接種開始時期により2回または3回の接種が必要となることから、延べ接種回数でお答えをいたします。令和4年度が352回、令和5年度が297回、令和6年度407回、令和7年度は10月末現在で232回となっております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

一番大切な個別通知ですけれども、笠間市としては1回だけだと思うんですね。接種率の向上に向けた施策として、他自治体の状況なのですけれども、宮崎市は全学年、年4回通知出してまして、山形市も全学年に毎年通知を実施するなど、個別通知の頻度と対象学年を広げることで接種率が大きく伸びている事例があります。

これを踏まえて、笠間市が現在実施している施策と比べて、どのような違いがあると分析しているか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） ほかの自治体との施策の違いの分析でございますけれども、先日行われた国の予防接種自治体説明会においてもHPVワクチンの周知、広報に関する説明が行われまして、国や自治体における周知、広報の調査結果が示されたところでございます。

現在、本市でも実施している個別通知やSNS等での周知に加えまして、全国でも接種が進んでいる、今議員からありました山形県ですとか宮崎市における取組では医師による普及促進セミナーや地元テレビ番組での子宮頸がん予防に関する特集の放送、それから大学に臨時の接種会場を開設といった、地域の強みを生かした取組も行われております。

市単独での可能な施策には限りがありますので、今後、県全体での取組といったことも重要であると考えておりまして、茨城県等とも情報交換をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 全てに対して、やっぱりしつこいぐらい通知を出してということなのだと思うのです。4回来れば、4回目は何でこんなに来るのだろう、重要なのかなと思わせることも大切なのかと思いますが、ただ半面コスト面を考えてみれば、SNSとかホームページ上でやるのが一番コストはかからないことだと思うのですが、直接その方とか保護者の方に行くというのはやっぱり個別通知だと思うので、ぜひそこのところもぜひ検討していただければと思います。

また、今後のことですがけれども、笠間市でも令和8年度以降に定期接種対象者全学年、小学校6年から高校1年に対してですがけれども、毎年、未接種者への個別通知を行うことは検討しているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 個別通知が最も効果的な周知の手段であるということは認識しておりますが、議員おっしゃいましたように、費用対効果、それからほかの予防接種の勧奨頻度の平準化の面からも、今後も定期接種対象の初年度である小学校6年生及び最終年度である高校1年生の個別通知、これは郵送での通知ですがけれども、そちらは継続したいと考えております。

一方で、個別通知の送付を行わない中学生に対しては、やはり直接情報を届けるということは重要でございますので、引き続き学校アプリ等による周知を進めるとともに、ホームページやSNS等による周知にも力を入れてまいりたいと考えております。また、個別通知やSNS等で周知を行う際には毎年、内容を見直しまして、より効果的な周知内容となるよう、国のデータ等の活用も併せて進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 今の御答弁の中で、個別通知の出すその内容の変更とかというのは一番これ大切で、私も経験がありまして、1回目出す通知と2回目、3回目の通知を出

す文言を変えるだけで、相手方がよく見てくれる、重要なんだということが、見てくれる。また、喫緊の課題だというのは分かるということを経験してますので、ぜひそういう細かいところ、目に見えないところで工夫していただいて、コスト面も考えながら進めていただければと思います。

最後に、接種率向上に向けた令和8年度以降の新たな取組として、教育現場との連携強化を考えているのか、またその他の取組があるのかについて、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 教育現場との連携ということですがけれども、HPVワクチンの接種対象が小学校6年生から高校1年生であることを踏まえますと、保護者及び接種者本人への周知、そして予防接種への理解促進が大変重要となります。教育現場における予防接種への理解促進や周知には手法等に十分な検討が必要となりますので、今後がん教育の場における情報提供等を進めていただくとともに、学校のアプリを活用とした周知の継続を進めてまいりたいと思います。

HPVワクチン接種に関しましては、国においても周知広報用に様々な資材が作成されておりますので、そちらを適宜活用しまして、教育現場との連携も強化してまいりたいと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村議員、今のはまだ2番でよろしかったですか。3番。

○5番（川村和夫君） 2番で。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。その点について、今現在の女子定期接種に関する進まない要因とか改善のことをお聞きしましたが、小項目③教育現場での啓発・連携についてなのですがけれども、児童生徒が将来の健康を守るためには単に接種を呼びかけるだけではなく、正しい知識を土台にした理解を促す教育が必要不可欠だと思います。教育委員会と学校現場の力が加わることで、笠間市の子宮頸がん撲滅と、HPV関連疾患の予防が大きく前進すると確信しております。

そこで、HPVワクチンの接種率向上には通知や制度周知だけでなく、本人、保護者、教職員が正しい情報を理解することが不可欠だと言われております。実際、文部科学省や厚生労働省の調査でも、未接種の理由の上位は副反応への不安、必要性が分からない、正しい情報に触れていないとなっており、これは教育による理解促進が不足している証拠とされています。

そこでお伺いします。現在、笠間市の学校現場において、HPVワクチンを含む性感染症、がん予防教育は、どの程度実施されているのかを伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 5番川村議員の御質問にお答えをいたします。

教育現場における啓発、連携についてでございますけれども、まずがん教育につきましては、小学校6年生において、がんの理解、それから原因、治療法、そして予防法について学習をします。また、中学校におきましては、2年生で小学校での学習の発展的内容として、がんの進行を防ぐための治療、それからがんの予防についてよりよい生活習慣の必要性、そういうことを学習して、ウイルスによる発症する子宮頸がんについても学習を行っております。また、特設的に、がんの専門家を招聘しての講演会を定期的に開設しまして、学習の深化も図っている状況でございます。

これらのように、将来世代の子どもたちに対して学校教育全体で様々な取組を行っておりますが、議員御指摘のHPVワクチン接種の有無については、決定権は保護者でございますので、そういうことから市、それから県のリーフレット等の家庭配布や講演会の保護者の参加の啓発、そういうことを常に行っている状況でございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 現状は分かりました。

さらなる啓発のために、児童生徒や及び保護者、教職員へのHPVワクチンに関する分かりやすい具体的な施策を検討してるのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君、自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） 先ほど答弁申し上げましたけれども、特設的に医師等を招いて講座を行うというお話をしましたけれども、教員は専門家ではないので、教員から伝えるということがなかなか難しい状況でございます。もちろん、教員がしっかり勉強をして、事前に研究をして、子どもたちに指導することは教科書の中でやっておりますけれども、ただ外部の人を招いてやるとなると、開業医となると、もう木曜日とか木曜日の午後というふうに限定されてしまって、なかなかお手伝いをお願いできない状況がありますので、定期的にやることはできないという状況もございます。

今後は教員の研修というのを、がん教育、そういうものを取り入れながら、啓発を図っていくこと。それから、先ほど福祉部の部長が申し上げましたとおり、学校のアプリ等を使って、保護者への啓発と、そういうことを今後考えてまいりたいと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

また、学校現場で男女ともに、男女ともにですよ、男女ともに性教育と合わせたHPVワクチン接種率向上に向けた、その環境整備はどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 性教育の講演会につきましては、昨日も行ったばかりなのですが、全ての中学校、それから特設的に小学校も行っております。

ただ、HPVワクチンを取り入れた性教育の講演会というのはやっていなかったの、

今後取り入れるように考えていきたいと思えます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。正しい情報を正確に伝えられるというのは、やっぱり教育現場だと私は思っています。なので、やっぱり重要なことなので、何回も田村幸子議員も質問されてましたけれども、ぜひ教育現場で啓発していただくことがより接種率の向上につながりますし、男性もパートナーに対して責任を持つてるんだよということが分かることによって、接種率も高くなっていくと思えますので、ぜひそのことを続けていただきたいと思えます。

では、小項目④男性へのHPVワクチン接種の助成について、お伺いします。

今年8月に9価HPVワクチンの男性接種が承認され、国でも議論が進んでいます。一方、現状では、3回接種で約10万円と大変負担が大きいです。全国では既に60以上の自治体が独自に助成を開始しています。9価ワクチンであれば、対象年齢が15歳未満2回の接種で効果があると言われていています。

男性のHPV感染は、肛門がんや陰茎がん、中咽頭がん等になると言われてまして、男女双方に感染が広がる原因にもなっております。世界で80を超える国で男女とも定期接種の対象でありますけれども、G7で男性への定期接種がないのは日本のみです。

こうした中で、男性への接種対象、ワクチンの種類や国の検討状況について、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 男性の定期接種の検討についてでございますが、男性の接種が薬事承認されているHPVワクチンは、令和2年12月に承認された4価ワクチン、令和7年8月に承認された9価ワクチンの2種類となっております。

男性へのHPVワクチン定期接種化に向けた国の検討状況でございますが、令和4年8月から国の厚生科学審議会の下部組織である、ワクチン評価に関する小委員会において議論が開始され、令和6年3月の同委員会では定期接種化に当たり有効性、安全性は一定程度確認されたものの、費用対効果について課題があるとされ、議論が継続されております。

直近では、本年7月及び9月にも小委員会での審議が継続されておまして、HPVワクチンの男性接種にかかる費用対効果等について最新のエビデンスを提示しつつ、引き続き議論を進めていくこととされておまして、市としては今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） それでは、その関連して、三つの観点からちょっとお伺いしたいのですけれども、第1点が、HPV関連がんを予防できるがんとして捉えた場合に、男女ともに予防する意義について、どのようにお考えか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） HPVワクチンの接種は、女性に対しては子宮頸がんの予防、また近年では男性においてもHPVが関与する肛門がんなどのリスク回避につながるものと認識をしております。

このように、HPV関連がんの発症リスクを低下させることができる本予防接種は、男女両方に対して意義あるものであり、特に女性に対しての意義が大きいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 2点目なのですがすけれども、他自治体が任意助成を進めている中、茨城県でも幾つかの自治体が始まってますけれども、笠間市として男性への接種費用助成を検討しているのか、現在のお考えをお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 現在、県内において男性の任意接種に対する助成は7市町で実施されておまして、個別通知などによる接種の促進の取組も行っておりますが、いずれも接種率が低い状況であるというところが現状でございます。

市では、任意接種として限られた予算の中で効果的な予防につなげるため、男性のHPVワクチンの接種費用の助成の検討につきましても、他のワクチン接種も含め全体的な中で議論し、判断してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 3点目ですけれども、将来的に国が定期接種化に向かう可能性がある中で、笠間市が先んじて助成することへのメリット、課題などはどのように整理しているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 市が先んじて助成するメリットといたしましては、HPVを女性特有の問題として捉えず、男性にも接種することで肛門がん等のリスクを低下させるなど、将来的ながんの発生を防ぐ効果が期待されており、ひいては医療費の抑制につながるものと考えております。

一方で、課題につきましては、女性による財政的な負担、それから男性に対するHPVワクチンの効果についての認知度が低いということ。それから、接種率の低さが懸念されている。このあたりが、女性の感染リスクの軽減を図る、いわゆる集団免疫効果という視点から見ますと、自治体単位での取組では効果は限定的でありまして、やはり定期接種化によって国全体の接種促進や一層の啓発活動の強化、これが必要であると考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） いろいろな、つい最近では、带状疱疹が自治体が先導して国を動かしたということがあるので、ぜひ市町村が声を上げて助成していくことによって国も動くと思うので、ぜひそういうところは考えていただきたいと思いますし、笠間市はこれま

でも命を大切に作る市として、数多くの先進的な健康施策に取り組んできたと思います。

いろいろな観点から事業化して、住みやすい笠間市であるための施策を改めて要望いたしまして、大項目2終わりました、大項目3、笠間市立図書館の事業について、お伺いします。

私は、11月9日、雨が降る肌寒い日曜日にイベントが開催されていましたが、笠間図書館に行きました。駐車場から図書館へ向かう家族連れの表情は、今からどんな楽しみが待っているのかなど、みんな明るい会話では会話が弾んでいました。全て自前で手作りのイベントに感動しました。

そんな笠間市立図書館について、小項目①令和5年度の貸出数実績についてですが、令和5年度、本の貸出し実績の詳細について、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 5番川村議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度の貸出数の実績でございますが、日本図書館協会が発行する図書館年鑑2025における個人貸出数は93万点で、人口別カテゴリー6万人以上8万人未満の図書館の中では全国で2位となり、連続1位は12年で途切れましたが、カテゴリーに入る全国109館の中での2位となっております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） さらに詳細にお聞きしますけれども、個人の貸出数の5年経年推移はわかりますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 笠間図書館長小谷佐智子君。

○笠間図書館長（小谷佐智子君） 図書館年鑑で公表された過去5年分の実績値で申し上げます。コロナ前の令和元年度が124万8,000点……。

○議長（畑岡洋二君） すみません、マイクをちょっと離していただけると、声がきれいに通りますので。

○笠間図書館長（小谷佐智子君） はい。

コロナの影響を受けた令和2年度が93万6,000点、その後、令和3年度が97万7,000点、令和4年度98万7,000点、令和5年度93万点となっております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 直近5年間の数値をお聞きして、高い水準を守りながらも、守谷市に抜かれて第2位になってしまったということで、人口規模別で。

直近の貸出数の93万点と伺いましたが、その背景は笠間市立図書館としての強みやこだわり、ほかの市に誇れる特徴、いわゆる差別化があると思うのですけれども、その点についてお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 笠間図書館長小谷佐智子君。

○笠間図書館長（小谷佐智子君） 笠間市立図書館では、これまで利用者目線を大切に事

業に取り組んでまいりました。

具体的には、一つ目に、貸出しできる方に住所地の制限を設けていないこと。二つ目に、図書の貸出し冊数に制限を設けていないこと。三つ目に、貸し出す本や資料などの迅速な貸出しを可能とするＩＣタグのシステムを採用していることでございます。

このほか特徴的なものは、合併前からある３館の図書館を継続し、市内全域での使いやすさを維持していることと考えております。

また、運営に関しましては、図書館と利用者を結ぶ役割を果たすことのできる司書資格を持つ職員を中心に、利用者ニーズを的確に捉えるよう努めるほか、職員全体でマニュアルを共有し、３館共通のサービスが提供できるように努めております。さらに、ボランティア団体との協働により、学校や地域施設での読み聞かせの実施や乳児に絵本を贈るブックスタート事業等を行い、幼少期からの日常的な読み聞かせと絵本に親しむ機会の提供に取り組んでいるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○５番（川村和夫君） 分かりました。その実績と数値と笠間市立図書館の見える試算をお伺いしましたけれども、小項目②に移ります。

小項目②現状の課題と今後の取組についてですが、笠間市立図書館が捉えている現状の課題と課題から見える今後の取組について、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 課題と今後の取組でございますが、まずハード面の課題としましては、施設の老朽化でございます。特に、笠間図書館は建築後21年が経過しまして、雨漏りや電気系統の劣化などが現われ、都度延命修繕を行っているところでございます。今後も利用者の利便性を損なうことなく修繕を継続するとともに、時期は未定ですが、大規模改修に備え、どのような改修をすれば利用者が利用したくなる図書館になるかを検討してまいりたいと思っております。

次に、ソフト面でございますが、来館者数、貸出数ともコロナ禍以前の水準には戻っていないため、いかに図書館に足を運んでいただくかが課題と考えております。そのため、図書館への来館を待つばかりではなく、興味を持って来館いただくような様々なイベントを企画開催しているところでございます。

冒頭、議員から御紹介のありました、先日、笠間市合併20周年記念事業として、読書の魅力発信等図書館の利用促進などを目的に「カサマライブラリーパーク」を開催したところです。このイベントの中で、図書館オリジナル企画として、子ども向けに実施した図書館のお仕事体験コーナーにはたくさんのお子どもたちに参加いただき、図書館に対する関心と興味の高さに手応えを感じたところです。

今後もこのような図書館体験イベントなどの開催のほか、幼少期からの読書習慣を育むことができるよう、地域との協働や学校などとの連携を図りながら、乳幼児と子育て世代

へのサービス提供を継続することで、市民誰もが利用しやすく、また大切にしたい場所と思われるような愛される図書館を目指してまいりたいと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。答弁から、将来のファンづくり、あとは一生涯のファンづくりが大切だということが分かります。

笠間らしい図書館の誇りを、次の時代でどう引き継ぐか、どう磨いていくかというのが課題となっていると思います。笠間の図書館には、ほかの町にはない温かさ、親しみ、そして本を通じて人をつなぐ力があると思います。次の世代に、また行きたい、また読みたいと思われる図書館づくりに挑戦してほしいと思います。そして、市民にとって一番身近で心に残る図書館であり続けることを目標に、また日本一を奪還していただくことを心から期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 5番川村和夫君の一般質問を終わりにいたします。

ここで14時50分まで休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時50分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

20番小藺江一三君が退席いたしました。

次に、8番内桶克之君の発言を許可いたします。

〔8番 内桶克之君登壇〕

○8番（内桶克之君） 8番かさま未来の内桶克之です。議長の許可を得て、一問一答方式で一般質問を行います。

議長にパネルの許可をお願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○8番（内桶克之君） ありがとうございます。

今回の一般質問は、笠間市職員の副業について、幹線・生活道路の整備についての大項目二つです。よろしくをお願いしたいと思います。

早速ですが、大項目1、笠間市職員の副業についてに入ります。

11月16日の茨城新聞トップ面に「自治体職員、広がる副業」の見出しがあり、地方公務員による副業が茨城県内で広がりつつあるとの記事掲載がありました。

地方公務員法では、職員の副業を原則として不許可とする一方、任命権者の許可を受ければ「営利企業で定める地位を兼ね、自ら営み、報酬を得て従事」することを認めています。このような中、総務省では今年6月、営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項を全国の自治体に通知をしました。その背景には、人口減少による地域の人手不足、公務員人気の低下、そして公務員のモチベーション・スキル向上などがありま

す。笠間市はこの通知に先立ち、在職1年以上の職員対象に副業の許可を設けたことも掲載してありました。

そこで、笠間市職員の副業の許可基準や活用状況、今後の活用について、伺います。

まず、パネルを、皆さんのほうにはタブレットの中に資料が入っておりますが、笠間市はこの副業、兼業の状況について、神戸市が2017年に一番最初に打ち出しをしました。2018年生駒市、生駒市では結構ここが進んでいて、いろいろなことをやっているということです。県レベルでは長野県が2018年、そして笠間市が2019年10月から兼業のほうをやるということで進めております。

このような状況の中、全国の自治体で進んでいるのですが、笠間市の今の状況、一部副業を認めてから経過しているわけですが、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 8番内桶議員の御質問にお答えをいたします。

職員の副業の活用状況でございますが、現在、副業を行っている職員は8名でございます。具体的には、令和元年度から1名、令和4年度から1名、令和6年度から4名、令和7年度から2名が副業を申請し、継続して活動を行っています。

主に、部活動やスポーツクラブの指導員としての活動が中心でございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今までに、令和元年から始まって8人の方やっていると、部活動の指導員なども含めてやられているという状況ですね。分かりました。

この一部副業を認めて6年経過があつて、例えばNPO団体への社会貢献などもできれば、あるということもあるし、例えば産業の支援とかいうところで、農業の手伝いとかそういうものも認められると思うんですね。

全国の実態を、今ちょっと総務省が調べたものがありますので、ちょっと見せてください。全国の実態調査ということがありまして、これは令和6年4月1日の時点のものでございます。

社会貢献活動の許可件数、これ市町村で見ると、平成30年と令和5年度の比較をしていますが、平成30年度に、この類型がいろいろありますが、兼業許可を得たというものが、平成30年には9,600件だったものが、令和5年に1万1,398件に増えているということです。また、社会貢献活動の許可ということではなく、その他の活動、これは産業支援とか農業、林業などを含めた支援が許可件数合計でいくと、令和5年が3万3,999件、3万4,000件近くやっているということです。

また、一番下の許可基準を設定する団体、これ市町村においては1,092件ありまして、国の基準に載っているところが941件、独自基準が151件、独自基準を設けてやっているところもあるということです。

周知の状況についても、庁内、庁内外というのが950件、人事担当部局内というのが142件で、庁内外に周知をしているという状況が分かります。

令和3年4月に、私の質問のところに、笠間の栗の生産維持拡大の質問をしました。そのときに、栗の収穫や枝の剪定作業に副業兼業を認めてはどうかという質問をしたところ、市は既に検討始まっており、地域貢献活動を行う職員の副業促進の中で、地域の発展、活性化に寄与するものとして、栗の産地振興について検討を行い、今後推進していくという答えもあったし、そのやり方としては、農業公社のかさま結 農援隊に登録して、副業を行ってもらおうというような答弁がありました。

この笠間の栗の収穫や剪定作業の副業については、進捗状況など分かればお願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） お答えをいたします。

令和3年第4回定例会で答弁したとおり、かさま結 農援隊への登録を通じて、栗の収穫作業に従事するために、広く市民を対象に募集する中で、市職員の副業も希望者を募りました。しかし、応募者がいなかったため、市職員が副業としてこの活動に参加することもなく、かさま結 農援隊の活動も終了しました。

現在、笠間市農業公社では、必要なときに短期間、短時間で働ける形態のスポットアルバイトをSNSなどを活用して募集し、栗の収穫作業に必要な人材を確保している状況でございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 笠間市でいくと産業のところ、笠間の栗というのが一番大きな目玉になるわけですが、そこに職員が関わっていくということも重要だと思うのですが、募集した結果なかったということで、今後そういうものがあれば、産業振興のためにも職員が手伝えるということもいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、これ職員だけではなく会計年度任用職員の扱ひで、この副業というのはどう扱ひてるのか、お願ひしたいと思ひます。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） お答えをいたします。

会計年度任用職員の副業につきましては、正職員のように許可基準を設け、一律に制限をするものではありませんが、公務員であることには変わりはありませんので、会計年度任用職員として行っている業務に支障を来さないこと。あるいは会計年度任用職員としての品位を損なわないことなどに留意をしまして、仮にそれにそぐわないような事案を確認した際には、人事管理の観点から指導を行う必要があると考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） これは、会計年度任用職員については、申し出る必要はないという考えでよろしいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 分かりました。

それでは小項目①を終わりました、小項目②に移りたいと思います。今年度設けた許可基準についてですが、先ほども言ったように、今年6月の総務省からの留意事項の通知によって、許可基準の見直しや変更をしたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 許可基準についてお答えをいたします。

今年6月に総務省が全国の自治体に通知した、営利企業への従事等に関する任命権者の許可等に関する留意事項を基に、今後基準の見直しを行いたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） それでは、今回の留意事項については、まだ見直しを行っていないということよろしいのですね。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今までの許可基準を見ると、公務員の原則基準というのが三つほどありまして、公務能率の確保、公務の公正の確保、職員の品位の保持というのがあって、今までその許可基準の中で、先ほども言ったように、副業の許可基準では、在職1年以上の職員を対象に、従事する時間を週8時間、1か月30時間、勤務日は3時間をそれぞれ下回る、これ平日なのでしょうけれども、下回ることということで、信用失墜の行為や市の利害関係がないこと、社会通念上相当と認められる報酬などを条件に副業を認めているということだと思いますが、ここでいう、その今まで6年間やってきた中で、市との利害関係のないということは、具体的にはどういう、人ですから、そこに部署によっても違うと思いますけれども、その利害関係というのは具体的にはどういうことか、お願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） お答えをいたします。

副業の許可基準における市と利害関係がないということは、具体的に申し上げますと、市の業務に直接関連する契約先や取引先での業務を行ってはいけないということ。また、市が提供する行政サービスと、競合する業務を行ってはいけないということでございます。これは、職員が副業を行うことで、市の業務に悪影響を与えないようにするための考え方

でございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 例えば、市内の団体で市民活動助成金とかを使って事業を行っている、そこに担当課ではない職員が手伝うということは副業に当たるのかどうか、分かりますか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 自分の業務に支障がないということがまず大前提にありますので、その辺のところは詳細に確認する必要があるかと思えます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） そういう意味で、これからちょっと話しますが、やっぱりその基準の職員がよく分からないところが多いんですよ。基準と言っても、基準ですから。ですから、何か事例を挙げて、職員が分かるようにしたほうがいいということだと思うのですよね。ですから、そのところを明確にしていくというのが、重要なのかなと思えます。

また、社会通念上相当と認められる報酬とは幾ら、どのくらいなのかということも、何かちょっと答えられますかね。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） お答えをいたします。

社会通念上相当と認められる報酬とはということだと思いますが、副業の内容に応じて、同じような業務が、例えば市場で一般的に支払われる報酬とかけ離れていないというようなことを指すのかなというふうに考えております。また、その労働時間に対して、妥当な額であるかも考慮する必要があると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） この点においては、例えば先ほど1か月30時間という限定があるということで、30時間、例えば働いてる人たちは時給2,000円で働いていると、そのときに社会通念上2,000円でいいだろうといったときには、月6万円をもらってという解釈になる。そういう解釈でいいのですかね。いいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 答弁しますか。

市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） そのように考えます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 公務員などは、20万円以下、雑所得でいうと20万円以下だと、あくまでも所得税が、確定申告の義務の免除の特例が受けられるということがあるのですね。これは、所得税の関係ですけれども年間20万円以下だったら、所得税の申告をしないということが言えるんですね。住民税は別ですけれども。例えば、そういうふうなそれ以上に

なると、やっぱり月6万円を5回ぐらいもらっちゃうと30万円ぐらい、そうなると公務員としても雑所得の申請をするということになる。これは、所得の関係だと思うのですよね。ですから、報酬については、通念上支払われてる金額で払えば、通念上大丈夫だという考え方でいいのですよね。分かりました。

では、兼業を促進することによって、得られる成果とか、効果とかというのも出てるんですね。これちょっと総務省からの抜粋したものなのですが、いろいろなところで兼業、副業をやっているのですが、いわき市の事例でいくと、地域貢献活動のルールを明確化することで市内外で行うイベントの講師を行うことや市内農業の活性化のための農業に従事する者が出ていたとか、岐阜市では、この岐阜市版「福業」ガイドラインの策定をしているということで報酬を得る場合の地域活動を含む具体的な事例が周知され、職員の地域活動、社会活動への意識が高まったとか、和歌山県海南市では地域貢献活動や多様な働き方によって市のブランドイメージの向上につながったとか、大阪府和泉市では職員の人材育成にもつながってるとか、特に地域の貢献する意識、地域に関する意識向上が図られているというようなことが言われています。

そういう意味で、先ほどもちょっと言ったのですが、推進策として、岐阜市のように副業、兼業のガイドラインの作成をしてはどうかということなのですね。そういうガイドラインを作成することで、職員が副業兼業が分かりやすくなるし、報酬もどのくらいもらえばいいかということも想定できると思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 兼業を行っていく際には、やはり公務に影響が出ないようにするためのルールや制限が必要だと考えてございます。

今後、先進事例を基に、参考にしながら、勤務時間や業務の内容についてのガイドラインを設けてまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） それと、ガイドラインとともに副業を推進するに当たっては、群馬県安中市では「安中市職員地域貢献活動応援制度」というサポート制度を設けて、職員人材の登録をしてもらって、団体や企業からの申出、その業務の申出があって、そこをつなぐということもやってるんですね。そういう制度があって推進できるのかなと思っております。

兵庫県でも社会参画サポート制度や、長野県でも「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」などのサポート制度を構築しているということがあるので、サポート体制の構築についてはどのように考えているのか、お願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 副業のサポート制度というような話でございますが、本市としましては、あくまでやはり職員の自発性、これを重んじるべきだなというふうな考え

てございますので、今のところは考えてございません。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） まずは、先ほど言ったように、ガイドラインを作成して、その中で運用していったら、促進策としてのサポートなども考えていただければと思います。

それでは小項目②終わりますして、小項目③想定される業務について。

笠間市が考えている想定される業務について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 想定される業務についてお答えをいたします。

これまでは、スポーツや文化活動の指導者、専門技術を持つ職員の技術指導や定期講座、語学スキルを生かした地域での通訳、NPO法人や地域団体の活動などを想定しておりました。

今回、総務省の通知に基づいて、営利企業の従業員との兼業として新たに考えられる業務には、民間事業者でのスポーツインストラクターや、職員が自分のスキルを生かして地域に貢献するための自営業としての書道や英語教室の経営などがございます。また、例えば、栗ファクトリーでの栗の加工作業なども可能になると考えてございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 職員の能力を生かすことも大事なのですね。先ほど、部活動の指導なんかもそういう意味でやってるのしょうけれども、趣味で書道ができるとか、そういうのも仕事の一環としての兼業で社会貢献にもなるということとか、スポーツなどは大きいと思うので、幅広く兼業の申請を受けてもらいたいなと思っております。

大阪府で2023年度に大きく緩和したというところでいくと、司会業とかモデルタレント業、新聞の配達や牛乳配達、これも人がいないというところにいるのかなというところとか、農林水産業、土木業、自作販売というのはアートとかアクセサリーなども含めて幅広くこうやっているの、笠間市もそういう意味で、笠間市の特徴のあるところでの課題に職員が立ち向かっていくことも大事なので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは小項目③を終わりますして、小項目④今後の活用方向と課題について、お願ひしたいと思ひます。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 今後の活用方向と課題についてお答えをいたします。

職員の副業制度の目的は、地域の課題を解決し、地域への貢献を促進すること、また人材の確保と職員の人材育成でございます。このような環境を整えることで、優れた人材が公務を支え、長く働き続けられる職場をつくることができると考えております。

今後、許可基準の見直しを進めるに当たっては、職員の自発性を尊重し、健康にも配慮します。また、兼業しやすい職場づくりや住民への説明責任を果たし、透明性を確保する

ことにも気をつけて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 兼業副業については、地域への社会貢献と、そして職員のスキルアップというところが推進できると思います。許可基準を明確にして分かりやすく公表することで、職員が地域社会での課題のところに兼業、副業していくこと、それと広く公表することで市民にも理解を進むと思いますよね。そういう意味で、まずガイドラインを作成して、それをしっかり公表して、職員の副業推進をしていただきたいと思います。

それでは大項目1を終わりますして、次の質問に入りたいと思います。

大項目2、幹線・生活道路の整備について、移ります。

今年度の都市基盤、機能向上の重要事務事業の中で、幹線・生活道路の整備が挙げられております。この事業は、幹線道路整備の推進、狭あい道路の解消、維持修繕等において多機能型路面清掃車の導入、さらには渋滞対策を実施していくとしています。

そこで、幹線道路や生活道路の進捗状況、渋滞対策事業、道路の維持修繕について、伺います。

小項目①幹線道路の整備状況について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 8番内桶議員の御質問にお答えいたします。

幹線道路の整備状況についての御質問でございますが、現在進めております事業といたしまして、茨城県立中央病院北側の（仮称）鯉淵南友部線でございます。本路線は、友部地区中心市街地などの渋滞緩和や交通の分散及び解消を目的として、延長約2,400メートルのバイパス整備を進めているところでございます。

本路線の進捗状況でございますが、令和2年度から交通量調査及び渋滞対策の検討を開始し、令和5年度からは国の補助事業の新規採択を受けて、道路詳細設計及び橋りょう予備設計に着手いたしました。今年度は、JR常磐線をまたぐ橋りょう詳細設計及び地質調査などを実施しております。今後、地元の地権者の御理解と御協力をいただきながら、用地の取得、工事などを進め、早期の供用開始を目指してまいります。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） （仮称）鯉淵南友部線ですね。

中央病院の渋滞解消というところで進めているものですが、去年、おととしか、説明があつてから2年ぐらいたつのですけれども、その進捗を今、令和7年度までの進捗という形で2,400メートルの整備をするということですが、これ線形の公表とか地元説明会はいつ頃になるのか、分かりますか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 今後の予定について御質問にお答えいたします。

現在、関係機関であります友部土地改良区、霞ヶ浦土地改良区、水戸土木事務所河川課、東日本旅客鉄道株式会社等々と調整を進めているところでございます。調整が完了次第、来年度には説明会を行い、用地測量に着手する予定でございます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今調整がいろいろやってるということで、来年度には説明会を開いて、実際に用地測量まで入っていくということですね。分かりました。

それでは小項目①を終わりました、小項目②渋滞対策の事業について、お伺いしたいと思います。よろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 現在、旭町周辺地域及び友部地区中心市街地におきまして、住宅やアパート、商業施設などが急速に開発されており、特に朝晩の通勤時間帯など交通が集中し、交通渋滞が発生している状態でございます。

現在、友部第二小学校北側の交差点から民間交番あさひ西側の交差点、さらには県道水戸岩間線に向かう市道において、渋滞が発生しております。この渋滞を解消し交通の分散を図るため、県道平友部停車場線の岩間方面からの右折車線を延長し、旭町地内からの市道の左折車線を拡幅新設する交差点改良工事を計画しております。

また、渋滞が発生している市道の沿線道路におきましては、交通の円滑化を図るため、狭あい道路の拡幅工事や待避所設置工事などを進めており、全体的な交通状況の改善に努めております。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 何ですかね、友部第二小学校の交差点に関わる部分の右折ラインとか、それを両方県道と併せてやっているというような状況だと思いますが、実際混んでいるのは、そこも混んでいますよ。旭町地内の民間的な開発があつて、ショッピングセンターなどがあつて、右折ラインがどうしても混むということで、渋滞になってしまうということなのですが。

ちょっと旭町の方といろいろちょっと話したときにいろいろ話が出て、こういうことをしてはどうかということで、あくまでも提案なのですが、旭町地内、骨格となる2本の幹線道路があります。どちらも、県道水戸岩間線、岩間街道に接続しているということです。また、この2本の幹線道路にはしっかりとした市道、左右にちゃんと抜けられる道が数本、こうありますよね。地区内の循環や行き来はできると考えられます。

これらのことから、幹線道路2本を片側一方通行、つまり1級9号線という、民間交番あさひから岩間街道までを北川根方面に一方通行、そしてスクエアのほうからちょうど民間交番のほうに戻ってくるまでを、今度は駅の方面に一方通行ということで中を循環させてはどうか。そうすると、渋滞緩和につながるのではないかというようなちょっとお話があつて、この事業をやるのには地域の理解や地区計画、そして警察署の協議、最終的には

公安委員会の認めるというような検討があると思いますが、この点についてはどうか、ちょっと話ができればお願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 旭町地内の一方通行との御質問でございますが、一方通行の規制につきましては、道路法などにに基づき、交通規制の実施機関である茨城県公安委員会が決定いたします。また、一方通行化を行うと反対方向への交通が禁止されますので、その交通は他の周辺道路への迂回が必要となります。この結果、他の道路の交通量が増加し、新たな渋滞や混雑、さらに生活道路への通過交通の流入といった問題が生じる可能性があります。また、一方通行化に伴い、アクセス性の低下や沿線住民、店舗等などの理解と合意形成が難しくなることから、さらに道路構造や交通規制にかかる費用などが発生することも懸念されます。

これらの理由から、当路線のような2車線歩道つき道路においては、交通量が比較的多いことから、一方通行化には慎重な検討が必要と考えられます。通常は、一方通行は相互交通が困難な狭い道や特定方向への交通量が極端に多い場合など、導入がされることが多いため、議員提案の一方通行化の交通規制は難しいと考えられます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 私もすごく難しいと思います。それは、ただ考えられないことはない、合意形成が取れるのが一番難しいのかなと思いますが、それと交通規制の関係で、規制のところをどうするかというところがあると思いますし、また枝線になってところの一部整備なども入ってくるというようなことも考えられるので、慎重に行わなければならないと思いますが、こういうことも考えられるのではないかとということで提案しました。

今、整備をしていて、いろいろやっていく中で、またこの整備をやって、渋滞緩和がなかなか難しい時にいろいろ検討していただきたいと思います。

それでは、渋滞緩和というところでいくと、道の駅かさまの国道355号線の渋滞もあるということで、現在笠間PAスマートインターチェンジの整備を進めていますが、現在の状況について伺いたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 笠間PAスマートインターチェンジの整備進捗状況についてお答えします。

現在、迂回路の整備工事及び流末排水の工事を進めており、現在ゴルフ場及び地権者と用地交渉中でございます。用地協力を得て、茨城県、NEXC O東日本と協議調整の上、アクセス道路の道路改良工事に着手する予定でございます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今現在は用地交渉中ということで、用地交渉は個人とゴルフ場の関係もあるのかなと思いますが、2点でよろしいのですかね。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） そのとおりです。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 用地交渉が進まないといふことなので、しっかり交渉を進めて、早めに工事が取りかかるようお願いしたいと思います。

それでは小項目②を終わりました、小項目③生活道路の整備、安全対策について、伺います。よろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） すみません、ここで12番田村泰之君が退席いたしました。

次、都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 生活道路の整備、安全対策についてとの御質問でございますが、生活道路の整備につきましては、最小道路幅員4メートルを基準とし、整備を要望する道路沿線の各地権者からの同意を取りまとめ、各行政区長から要望を提出いただいております。

現在、継続路線を含む26路線の整備を進めているところでございます。提出された要望箇所において、生活道路の優先順位、評価基準に基づき評価し、緊急性及び安全性などを考慮し、整備の優先順位が高いものから順に進めているところでございます。

また、歩行者の安全対策につきましては、道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省道路局）に基づき、歩道が設置されていない道路などの路側帯を緑に着色するグリーンベルトやガードパイプなどを設置した歩道整備を行い、歩行者や自転車などの安全確保や自動車などの速度抑制など、さらには高齢者、障害者などを含む、人全てにとって使いやすいユニバーサルデザインに配慮した整備を実施しているところでございます。

さらに、信号機の設置要望箇所が近年多く寄せられており、所轄警察署と協議し、茨城県公安委員会へ設置を要望しております。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 行政区からの要望についてはいろいろ多く来ていると思いますが、優先順位を決めて計画的に行っているということで、関係機関との連携ということで、教育委員会何かと通学路を点検して、児童の安全確保の歩道整備などを行っているということだと思いますが、新たなこの基準、基準というか、ガードパイプとかそういうものを使っていくということの話がありましたが、今年度の安全対策事業として歩道整備について、下市毛北交差点から大和田五差路とか、宍戸地区の上町の地内とか、稲田中学校の入り口から金谷の集会所までとか、大きく三つ挙げられてるのですが、その進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 今年度の歩道整備の状況についてとの御質問にお答えいたします。

現在、3路線の歩道整備を実施しているところでございます。

御質問がありました、笠間地区、下市毛北交差点から大和田五差路までの延長620メートルでございますが、今年度は250メートルの工事を実施しており、令和8年度も引き続き整備を進めてまいります。

次に、平町地区平神社前延長210メートルでございますが、令和7年度は全区間の工事を実施しており、今年度、全区間完了する予定でございます。

最後に、稲田地区、稲田中学校から本戸地区、金谷集会場までの延長510メートルでございます。令和7年度から測量設計業務等を実施しており、令和8年度には用地測量及び用地買収に進めていく予定でございます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 三つについての進捗状況を今ちょっと話してくれましたが、大和田交差点については、大和田五差路側から入っているのですか、今のガードパイプの整備など、交差点でなってるのですけれども、そのこの250メートル今年やって、続いて来年やるということによろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 宍戸地区の上町の道路は私もちょっと何回も通っていて、県道で改良してるのかなと思ったのですが、市道としてやっているということで、ちょうどその大きな道路、インターチェンジに入る道路から左に入ると、右がすごく曲がりにくかったのが、用地買収して広げたのですごく見やすくなったという状況になっていますし、左側、つまり上町の町の中のところが広がったということで、これは工事完成ということで、今年完成ということでよろしいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 今年度3月までに完了する予定になっております。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 最後に、稲田地区の入り口から金谷集会場までは、稲田中学校の入り口もちょっと狭いので、それは別として、中暗いのですけれども、木がいっぱいあるので、そこは歩道をつけて拡張することなのですかね。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 片側歩道になりますが、歩道を設置してる改良工事になります。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） そのときに用地などを測って、拡張はしない。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 歩道建設しますので、若干用地の協力をいただきながら、また先ほど議員おっしゃるとおり、暗くなっておりますので、若干、協力いただいた部分から山側のほうにはある程度地権者に協力をいただいて、山林の伐採のほうを進めていきたいと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 分かりました。重点的に、通学路の関係ですよね。これやっているとしますので順次、今年は3点やっていますが、今後整備をお願いしたいと思えます。

それでは、舗装の打ち替え工事も、市内でよく見かける……すみません違う、ごめんなさい。

生活道路の整備のところ、もう1点で見ますと、こちらの柿橋グラウンドの東側を重点的にやっているとということなのですけれども、その進捗についてはどうですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 鯉淵地区の柿橋グラウンド東側の進捗状況についてお答えいたします。

本路線は、現況幅員2メートル、延長300メートルの碎石道路であることから、令和2年9月に地区からの整備要望を受け、生活道路優先順位評価基準に基づき評価を行い、令和4年度から事業化となり、測量設計業務等を実施いたしました。

令和5年度には用地測量、補償調査を実施、令和6年度には用地買収8件、令和8年度には排水整備及び道路改良舗装工事に着手しており、今年度3月までに完了する予定でございます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） ちょっと現場を見せてもらったのですけれども、狭い道路が広くなって、排水路もつけて整備するということがよろしいですかね。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今年、進捗するということが、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは小項目③も終わりました、小項目④道路の維持修繕について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 道路の維持修繕には、道路パトロールや道路利用者の通報により損傷箇所の把握に努め、早期修繕を行っております。

また、地域住民の協力により行われていた道路除草においても、高齢化に伴い実施困難となる中、市がその役割を果たす必要性が高まっております。加えて、道路除草の業務の受託者の人員確保が困難な状況にあることから、効率的な実施手段を検討する必要がござ

います。このため、刈払機による人力作業に加え、道路除草の機械化など業務の効率化を図り、限られた人員でも効率的に対応できる体制を構築してまいります。

また、生活道路の舗装基準においても、地域の要望に柔軟に対応できるよう現在見直しを進めており、令和8年4月から新たな基準を適用する予定でございます。この見直しにより、さらなる生活道路の安全性の確保や維持、修繕、道路維持の問題の解決に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 生活道路については維持管理が大変だと思うのですが、草刈りとか除草も大変ですし、舗装の修繕もあると思うのですが、先ほど令和8年から生活道路の舗装について新しい基準を設けるといことなののですが、現在のその方向性とか課題とかについて伺いたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 生活道路の舗装修繕について、これまで整備区域では、用途の区域の居住誘導区域など、区域に限定されておりました。長年お住まいの方々の要望に応えるため、整備区域などの見直しを図るなど、実情に即した基準へと見直しを図るものであります。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 今、基準というのは、令和5年4月から返って、例えばおおむね有効幅員が3メートルとかなってるとか、あとは区域の住宅の接道率が50%というところもあるし、区域も設定されてると。それを若干、若干というか、もうちょっと分かりやすいよう、分かりやすいというか、もっと整備しやすいように直すということの検討をしているということによろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） ぜひ、なかなか地域の同意を得て、4メートル以上で協力してもらおうといっても1か所ぐらいがなかなか難しいときがあって、なかなか工事ができないという案件が、私のところでもあります。そういう案件を少しでも救うというところで行くと、見直し基準を明確にして、地域に広くやっていきたいと思います。

それでは、よく舗装の打ち替え工事のところ、去年は1級9号線の北川根地区とか、今年は今、市原1級1号線の市原地区でやっていると思うのですが、それに至る状況、どういうときに舗装の打ち替え工事をするのかを伺いたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 舗装の打ち替え工事についてお答えいたします。

幹線道路や生活道路の舗装修繕工事においては、笠間市舗装修繕計画に基づき、路面性

状調査や目視による状況確認、舗装面のクラックや剥離、沈下などの損傷の有無を確認し、速やかに舗装修繕工事を実施することで、道路の安全性の確保に努めてまいっております。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） これも計画に基づいて舗装工事をしているということで、調査、調査については、どういう調査があるのか分かりますか。調査というか、関係する調査です。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 路面の調査とはにお答えいたします。

道路のひび割れ、わだちの平坦性の調査を行い、また実際には道路の路面をある一定の深さまで掘削をして、安定勾配が取れたかどうかという調査を行って、次の舗装面の改修の工法の検討の材料といたします。

それによって、今回やりました上市原の1級1号線なんかは二層仕上げになっておりますので、10センチの表面のうち、5センチを路面切削をして、残りの5センチを下の路盤の碎石と一緒に添加剤、セメントの粉炭になっているものと油を混合して一層固着させ、安定させ、最後に5センチの舗装復旧しての舗装復旧工事になっております。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 単純に切削するだけではなく、その下をいじる、路面の強化をするということなのですね。そういう調査をして、そういう判断をしていくということですかね。

それでは舗装についてはいいのですけれども、市道については街路樹等の管理もあると思いますが、今まで管理についてはどのようにしているのか、お願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 街路樹の管理についてお答えします。

街路樹などの植栽管理については、職員による定期的なパトロールや点検を実施しております。また、伐採、枝の剪定や除草、消毒などの業務につきましては、笠間市造園建設業協同組合による植栽等包括管理業務委託や道路包括維持工事での管理を行っております。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 道路については包括管理をしているということを分かっているのですが、植栽についても包括で管理をしているということによろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） これは、笠間市全体という解釈でよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 笠間市全体です。そのとおりです。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 分かりました。包括的にやっているということで、造園組合で見ながら、職員からの指示なんかも入れてやっているということで理解してよろしいですかね。

それでは、道路清掃の効率化を目指して多機能型路面清掃車の導入を、今年の上長の答弁にもあったのですが、予定していると、費用どのくらいかかって、購入財源はどんなふう考えてるのか、お願いしたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 多機能型路面清掃車の金額にお答えいたします。

多機能型路面清掃車の現時点での車両本体価格は、税込み4,400万円となっております。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 4,400万円で結構高価な物なので、補助事業で何かこう買えないのかということがあるのですが、そういうものの補助事業は、今のところないんですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） お答えします。

路面清掃車の購入に当たっては高額になるため、新たな国の補助制度などを活用できるよう、関係機関と協議、調査してまいりたいと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） これは購入できるということによろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） まだ、何とも言えません。

○8番（内桶克之君） そうですか。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） すみません。財源の確保が先で、検討していくということによろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） そのとおりでございます。

○8番（内桶克之君） 分かりました。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） すみません。ぜひ、購入に当たって、高価なものですが、利用価値はあると思うのですよね。ただ、維持管理も大変だと思うので、その点もいろいろ考慮しながら、購入に当たって維持に努めてもらうということも考えながら検討いただきたいと思っております。

それでは最後のちょっと質問なのですが、県道や市道沿いに草刈りや花壇づくりなどを行うボランティア制度、これ笠間市も、笠間市の道路里親制度があります。県ももちろん

ありますが、笠間市の制度の活用状況について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 笠間市の道路里親制度の活用状況についてお答えします。

平成22年度から始まった道路里親制度については、地域住民や団体と連携し、道路の維持管理に取り組んでいただいているところ、大変感謝しております。

この制度では、地域住民が道路の清掃や草刈り、花壇などの植栽管理を行うことで地域の愛着を深めるとともに、道路環境の向上を図ることを目的としております。現在38団体が参加しており、延べ延長3万6,933メートル、構成員928名であり、定期的に活動を行っていただいております。

また、里親の活動を支援するため、必要な資材の提供や活動の広報を行っており、引き続きこの制度を活用し、地域の皆様と共に安全で美しい道路環境を維持するために、取組を強化してまいりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） 平成22年から始まって、今年が38団体928名で3万6,933メートルという話がありました。

地域に愛着を持って活動してもらおうということなのですが、一時よりは少なくなっている状況なのですか。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 里親制度の団体推移についてお答えします。

現在、先ほどお話、答弁させていただいたとき、38団体ではありましたが、笠間市の里親制度は平成22年度から始まり、当初は20団体でスタートいたしました。平成4年度にはピークで44団体が活動されておりまして、しかし最近では団体の高齢化が進み、解散となる団体もございます。

里親制度は地域に欠かせない制度ですので、多くの市民に参加していただけるよう推進するとともに、地域のインフラを持続可能な形で還流するために、機械化により人的資源の負担を軽減しつつ、効率的維持に努めていただければと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 内桶克之君。

○8番（内桶克之君） ピーク時には44団体あったと。それが、38団体になってしまったということですね。

私もこの地域で40名ほど参加してもらって、県道と市道合わせて1.7キロメートルを道路の草刈りを年5回ぐらいやっているのですが、なかなか皆さん協力してもらえないということをお聞きですよね。先ほど答弁にもあったように、地域での高齢化の進展から、その団体のほうも減ってきているという状況ですよ。

里親制度については今、人数が10人以上距離が500メートルとかというものもあるので、少し見直しをして、少ない人数、少ない距離でその地域を取り組めれば、市の維持、道路

維持管理も軽減できるのではないかなと思っておりますので、この、これについても見直しをしていくのが大事なのかなと思っております。

また、住宅開発等で、友部なんかが一番多いのですが、住宅開発であると、市道の認定がされると。その一方で、使えなくなった市道があると。使わないし、道路用地であるけれども、使わなくても通行ができるとかというのもあるので、今回の補正予算では不動産売却の収入で229万7,000円の計上がありました。これについては、道路だったものを使わなくなった道路を普通財産として売却するものだということでの確認をしております。今後も道路用地でも使わない、利用しないで済む道路については、処分の推進もしていくのも重要なのかなと思います。

最後に、道路の維持管理について、山口市長の考えをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） いわゆる道路インフラを、時代の変化の中でどう持続的に維持していくのかというのは、特に大きな課題でございます。特に、笠間市は全体の面積が240平方キロメートルある。そのうち、市道が1,500キロメートル、舗装済みが約1,000キロメートルということですので、それを役所全体で維持していくというのは極めて厳しい状況でございます。

御案内のとおり、今、里親制度だとかボランティアだとか、農道なんかは市道ではありませんが、いわゆる耕作者が草刈りをやってくれるというようなところもございます。路面の舗装とか白線の引き直しとかありますが、一番の課題はやっぱり除草、草刈り、これをどうしていくかということは、非常に重要な課題であります。

地域がなかなかそこを支え切れない時代になってきているという事実もございまして、先ほどお話にあったような、里親制度の緩和とか支援の強化とかそういうこともしっかり対応していきたいと思っておりますし、先ほど部長からあった、路面清掃車というのは、令和6年に県の技術公社の協力で実証実験をやりまして、非常に効果があるということが証明されたのですが、購入費用が非常に高いということで、国交省とか内閣府のほうにも当たっているのですが、なかなか補助金の対象としては認めてくれないというようなこともございます。財源を確保しながら購入していくと、かなり私は効果が発揮できるのではないかな。そういうことを含めて、この道路の維持の中でも、いわゆる除草、草刈り、こういうものにも取組ながら進めていきたいと思っておりますし、一方で先ほどやっぱり同じように話がございましたが、市道に認定された道路とかで、いわゆるインフラ全体を使わなくなったものをどう廃止していくか、そういうことも併せて考えていくことが必要ではないかなと思っております。

以上です。

○8番（内桶克之君） ありがとうございます。私の質問は終わりました。

○議長（畑岡洋二君） 8 番内桶克之君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、8 日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 4 7 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 益 子 康 子

署 名 議 員 田 村 泰 之